

社会技術研究開発事業

SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム

(シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ)

Solution-Driven Co-creative R&D Program for SDGs (SOLVE for SDGs)

2022 年度（令和 4 年度）公募要領

公募期間

2022 年 4 月 5 日（火）
～2022 年 6 月 8 日（水）12:00



社会技術研究開発センター / 「科学と社会」推進部

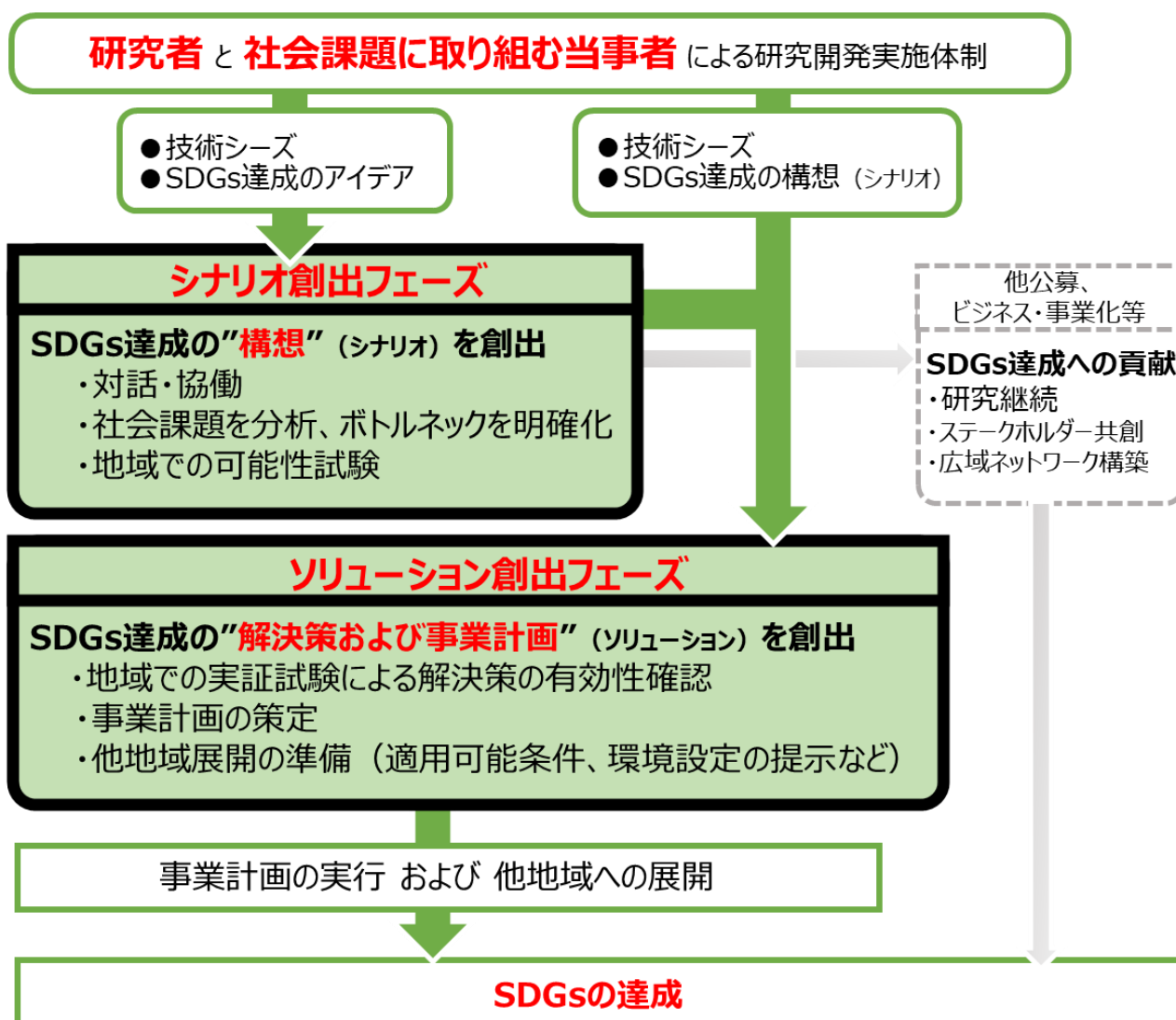
2022 年 4 月

社会技術研究開発事業提案公募の概要

この公募要領にて提案を募集する研究開発プログラムは、「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）」（以下、「本プログラム」という）です。選考の主なスケジュールは、次ページを参照してください。応募は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできませんのでご注意ください。

本プログラムの概要と特徴は以下の通りです。「第3章 研究開発プログラムの概要」にて詳細をご確認のうえ、提案書を作成ください。

SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム



図：SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）概要

- 本プログラムでは「**共創的**」研究開発を実施します。このため、**地域との対話・協働**は不可欠です。大学等の研究者（研究代表者）と**地域で社会課題に取り組む当事者の代表**（協働実施者）が協力して課題解決に取り組む事を求めます。

なお、本プログラムにおける「共創」とは、リテラシーの向上や研究成果を分かりやすく伝えることを目的としたアウトリーチ活動にとどまらず、多様な立場のステークホルダーとの対話・協働（エンゲージメント）による社会的課題の解決への具体的な行動が内在されたものとしします。

- 本プログラムでは、研究開発期間終了後の**社会課題解決の事業計画立案と実施体制確立**に向け、各フェーズで以下の事に取り組んでいただきます。

【シナリオ創出フェーズ】

社会課題の特徴の抽出とボトルネックの明確化、地域における可能性試験、SDGs を達成する構想（シナリオ）を創出

【ソリューション創出フェーズ】

地域における実証試験を経て社会課題の解決策の有効性確認、他地域展開のための適用可能条件提示、協働実施者を中心とした自立的継続のための事業計画策定

■ 選考スケジュール

募集開始	4月5日（火）
募集説明会	4月12日（火）、5月10日（火） オンライン実施 詳細は決定次第、下記の提案募集ウェブページに掲載します。 (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2022.html)
提案書受付期限 ※ 1	6月8日（水） 正午
書類選考期間	6～7月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会 ※ 2 （オンライン形式）	シナリオ創出フェーズ：7月28日（木）、29日（金） ソリューション創出フェーズ：7月25日（月）
面談（採択条件の説明）	8月22日（月）、25日（木）
選考結果の通知・発表	10月上旬（予定）
研究開発の開始	10月上旬（予定）

※ 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

※ 2 面接選考会は Zoom によるオンライン形式で実施いたします。事前の接続テストに御協力をお願いします。

■ その他留意事項

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。**面接選考では、研究代表者、協働実施者の両名にプロジェクトの構想を説明していただきます。**
- b. 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず研究代表者に通知します。
上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録の電子メールアドレスや電話番号と住所、提案書様式 1 に記載の連絡先については、間違いのないよう記載してください。
- c. 応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。詳細は「4.5 応募要件」「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

提案のご応募にあたっては、本公募要領の記載内容を十分ご確認ください。

皆様からのご応募お待ちしております。

社会技術研究開発事業 2022 年度 提案公募一覧

社会技術研究開発センターでは、2022 年度、以下の研究開発プログラムの提案募集を行う予定です。内容が変更になる可能性がありますので、各プログラムの公募要領・提案書様式や各種日程は、必ず以下の事業ウェブページにて最新情報をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2022.html

プログラム		科学技術イノベーション 政策のための科学 研究開発プログラム	科学技術の倫理的・法 制度的・社会的課題 (ELSI)への包括的実践 研究開発プログラム	SDGs の達成に向けた共創的研究開発 プログラム (SOLVE for SDGs)	
				シナリオ創出/ソリューシ ョン創出フェーズ	社会的孤立枠
キーワード		エビデンスに基づく 政策形成 (EBPM)	新興科学技術の ELSI 対応	技術シーズ活用による 地域の社会課題解決	社会的孤立・孤独の予防
公募期間		4 月 5 日 (火) ～5 月 9 日 (月) 正午	4 月 5 日 (火) ～6 月 8 日 (水) 正午		
研究開始		10 月上旬 (予定)			
プログラム 目標・概要		客観的根拠に基づく科 学技術イノベーション 政策の形成に寄与する ため、新たな政策実装が 社会にもたらす便益、効 果の可視化や、政策実装 に必要な専門家会議の あり方など、政策形成に 必要な方法論を創出	新興科学技術の倫理的・ 法制度的・社会的課題 (ELSI)への対応と責任 ある研究・イノベーショ ンの営みの普及・定着を 目指し研究・技術開発の 初期段階から包括的に ELSI に取り組む、実践的 協業モデルを開発	SDGs 達成への貢献に向けた社会課題の解決 地域が抱える具体的な 社会課題に対して、研 究代表者と地域で実際 の課題解決にあたる協 働実施者が共同で、既 存の技術シーズの活用 による即効性のある解 決策を創出	様々な社会構造の変化を 踏まえ、社会的孤立・孤独 のメカニズム解明、孤立・ 孤独リスク評価手法(指標 等) 及び社会的孤立・孤独 の予防施策開発と、その PoC (概念実証) までを一 体的に推進
研究開発 期間		通常枠・共進化枠： 原則 3 年	研究開発プロジェクト： 1 ～ 3 年半 プロジェクト企画調査： 6 ヶ月 (単年度)	シナリオ創出フェーズ： 原則 2 年 ソリューション創出フェーズ： 原則 3 年	スモールスタート期間： 原則 1 年半 本格研究開発期間 (ステージゲート評価通過の場合)： 原則 3 年
研究開発費 (直接経費) *1 課題あたり		通常枠・共進化枠： 1,000 万円/年 程度上限	研究開発プロジェクト： 600～1,200 万円/年 程度 プロジェクト企画調査： 300 万円/半年 程度	シナリオ創出フェーズ： 400～600 万円/年 程度 ソリューション創出フェーズ： 1,900 万円/年 程度上限	スモールスタート期間： 1,200 万円/年 程度上限 本格研究開発期間 (ステージゲート評価通過の場合)： 1,900 万円/年 程度上限
プログラム 総括		山縣 然太郎 山梨大学 大学院総合研究 部医学域社会医学講座 教授	唐沢 かおり 東京大学 大学院人文社会系研究科 教授	関 正雄 放送大学 客員教授 ／損害保険ジャパン(株) サステナビリティ推進部 シニアアドバイザー	浦 光博 追手門学院大学 教授 ／広島大学 名誉教授
説明 会	4/12(火)	○	○	○	○
	5/10(火)	—	○	○	○
問合せ先 (個別/共通)		boshu-stipolicy@jst.go.jp	boshu-elsi@jst.go.jp	boshusolve@jst.go.jp	boshu-koritsu@jst.go.jp
boshu@jst.go.jp (国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 募集担当)					

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	9
1.1 社会技術研究開発事業の概要	9
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	10
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	10
1.2.2 ダイバーシティの推進について	12
1.2.3 公正な研究活動を目指して	13
第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方	14
第 3 章 研究開発プログラムの概要	20
3.1 プログラムの背景・目標	20
3.2 プログラムの枠組み	21
3.2.1 研究開発の対象	21
3.2.2 研究開発のフェーズ	22
3.2.3 提案および研究開発にあたっての留意事項	23
3.2.4 プロジェクト終了後の展開	24
第 4 章 公募・選考	26
4.1 公募期間・選考スケジュール	26
4.2 研究開発期間	27
4.3 研究開発費（直接経費）	27
4.4 採択予定件数	27
4.5 応募要件	28
4.5.1 重複応募について	28
4.5.2 提案者の要件	29
4.5.3 研究機関の要件	31
4.6 応募方法	32
4.7 選考方法	33
4.7.1 選考のプロセス	33
4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施	34

4.8 選考にあたっての主な視点	36
4.9 選考過程における研究開発フェーズの移行について	38
4.10 その他、留意事項	38
第 5 章 社会技術研究開発事業における研究開発の推進等について	40
5.1 実施計画	40
5.2 実施体制	40
5.3 実施拠点	41
5.4 委託研究契約	41
5.5 研究開発費	42
5.5.1 研究開発費（直接経費）	42
5.5.2 間接経費	43
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について	43
5.6 報告	44
5.7 プロジェクトの評価	44
5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等	44
5.9 研究機関等の責務等	46
5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合	48
5.11 その他留意事項	49
5.11.1 出産・子育て・介護支援制度	49
5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について	50
第 6 章 応募に際しての注意事項	51
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	51
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	53
6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	55
6.4 不正使用及び不正受給への対応	56
6.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	58
6.6 関係法令等に違反した場合の措置	58
6.7 繰越について	58
6.8 府省共通経費取扱区分表について	59
6.9 費目間流用について	59

6.10 年度末までの研究開発期間の確保について	59
6.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	60
6.12 研究設備・機器の共用促進について	60
6.13 博士課程学生の処遇の改善について	61
6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	62
6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	63
6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	63
6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	64
6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	64
6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	66
6.20 社会との対話・協働の推進について	67
6.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	67
6.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	68
6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について	69
6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	69
6.25 競争的研究費改革について	70
6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	70
6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	72
6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	75
6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	75
6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	76
6.31 研究者情報の researchmap への登録について	76
6.32 JST からの特許出願について	76

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 77

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	77
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項.....	77
7.3 e-Rad による応募方法の流れ.....	78
7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先	79
7.5 具体的な操作方法と注意事項	80

第 8 章 提案公募 Q&A..... 97

第 9 章 提案書の記載要領	109
【シナリオ創出フェーズ】	110
2022【シナリオ】様式 1 提案.....	111
2022【シナリオ】様式 2 研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ	115
2022【シナリオ】様式 3. 1 研究開発プロジェクトの計画（１）	117
2022【シナリオ】様式 3. 2 研究開発プロジェクトの計画（２）	120
2022【シナリオ】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制	122
2022【シナリオ】様式 5 他制度での助成等	125
【ソリューション創出フェーズ】	127
2022【ソリューション】様式 1 提案概要	128
2022【ソリューション】様式 2 研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ	131
2022【ソリューション】様式 3. 1 研究開発プロジェクトの計画（１）	133
2022【ソリューション】様式 3. 2 研究開発プロジェクトの計画（２）	136
2022【ソリューション】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制.....	138
2022【ソリューション】様式 5 他制度での助成等	141
2022【ソリューション】様式 6 補足説明資料.....	143
2022【ソリューション】様式 6 事業構想（シナリオ）	144
第 10 章 参考資料	149

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 社会技術研究開発事業の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）社会技術研究開発センター（以下、「RISTEX」という）および「科学と社会」推進部は、社会の具体的な課題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会課題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な課題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業（以下、「本事業」という）は、RISTEX 等において社会課題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、「領域・プログラム」という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）を推進するものです。領域・プログラムのマネジメントは、領域・プログラムアドバイザーの協力を得て、領域・プログラム総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、「実施者」という）は、プログラム総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○プログラム総括

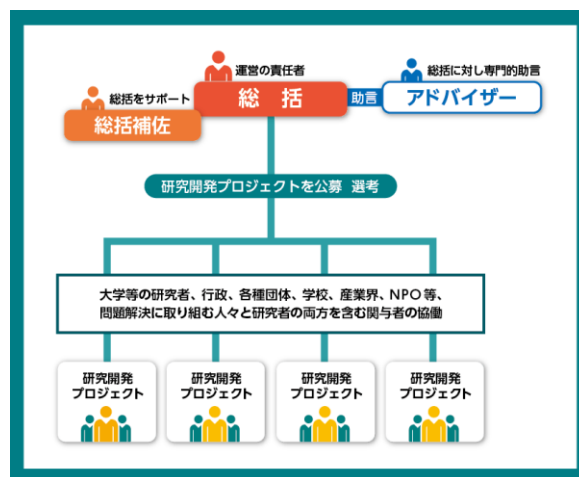
プログラムの目標達成に資するプログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。

○プログラム総括補佐

プログラム総括からの委任を受けて、プログラム総括の役割の一部を代行する者。

○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。



図：プログラムの運営体制

プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザーは、研究開発実施場所訪問（サイトビジット）などによりプロジェクトの進捗を把握し、研究開発チームの自主性・自律性を尊重しつつ指導や助言を行う。また、プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、事後評価等を行う。このほか、プロジェクトの活動や成果を公開して、人脈形成を促す機会や、外部からの意見を採り入れる機会を提供する。

○研究代表者

プロジェクトを代表する、プロジェクトの総責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理等を研究機関とともに適切に行う。

○協働実施者

社会課題に取り組む当事者の代表。研究代表者と共に、リーダーシップをもって自らプロジェクトを推進する。

領域・プログラムによって公募要領、提案書の様式が異なりますのでご注意ください。

本プログラムにおいては、応募するフェーズ（「シナリオ創出フェーズ」または「ソリューション創出フェーズ」）によって、提案書の様式、提出先等が異なります。特にご留意願います。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記され

ています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解と御協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：関 正雄

放送大学 客員教授/損害保険ジャパン株式会社サステナビリティ推進部 シニア アドバイザー

1. SDGs の背景にあるもの

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) にいう Sustainable Development の定義として世界中に普及しているのが、ノルウェー初の女性首相であるグロ・ハーレム・ブルントラント氏が委員長を務めた、通称・国連ブルントラント委員会の報告書“*Our Common Future*”(1987)における定義です。それは、「将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展」というものです。

1987 年に確立されたこの概念は、それから 30 年以上経った今でもなお、色あせることなく通用しています。それどころか、危機感を伴ってますますこの概念の重要性と、実現の必要性が強く認識されるようになっていきます。その強い危機感が、2015 年の国連での SDGs 採択につながったとも言えましょう。ブルントラント委員会の先見性と洞察力をたたえる一方で、冷静に考えれば未だに課題を解決できていないことは、とても残念なことです。

さまざまな統計の推移から見れば明らかなように、人類社会の持続可能性は決して改善されたとは言えず、将来世代はますます危険にさらされ、現状のニーズも満たされていません。地球温暖化は亢進し、既に大気中の CO₂ 濃度は危険水域と言われる 400ppm を越えています。ようやく 2015 年の COP21 でパリ協定が合意され、世界中の国々が力を合わせて気候変動と戦うとコミットしましたが、現状の各国の自主目標レベルでは、科学者が強く推奨する産業革命以降の気温上昇を 1.5℃以内に抑えることは到底不可能で、このままでは絵に描いた餅に等しい状況です。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) の報告書によれば、今世紀末までに、最悪 4.8℃の気温上昇や最大 0.82mの海面上昇が予測され、生態系への打撃や自然災害の激甚化をはじめ、食料・水・健康など、あらゆる面で社会・経済や人々の暮らしへの計り知れない影響が予想されています。

気候の危機とともに、この 30 年間で生物多様性も急速に失われています。2019 年 5 月に発表された IPBES (Intergovernmental Science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Service: 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) の報告書によれば、現在 100 万種もの生物が絶滅の危機に晒されています。生物多様性の減少は生態系サー

ビスの大幅な低下を招き、多岐にわたる人間社会への大きな影響が予想されます。例えば花粉媒介生物の減少は農作物収量の減少を招き、年 5,770 億ドルの経済損失につながるとの試算もされています。

2. 今、世界で起きていること

2018 年 8 月、スウェーデンの 15 歳（当時）の少女グレタ・トゥーンベリさんは、毎週金曜日に学校の授業をボイコットして国会議事堂前に座り込む、気候変動政策への抗議活動をたったひとりで始めました。この活動は、「未来のための金曜日」運動として欧州各国をはじめ世界中に広がりました。その後 COP24（第 24 回気候変動枠組み条約締約国会議）に招かれてスピーチしたグレタさんは、「政治的に何が可能かではなく、何をすることが必要なのかに目を向けようとしないうちに、希望はありません。」ときっぱりと述べて、若者の未来を守り気候の危機を回避する行動を政策決定者に強く迫ったのです。落ち着いた口調で語るグレタさんの力強いメッセージは、世界中でこれまでにない規模の共感の嵐を巻き起こして、若者を行動へと駆り立てました。2019 年 3 月 15 日の金曜日には、世界の 125 もの国でティーンエイジャーが一斉に立ち上がり、デモ行進をしました。さらに 2019 年 9 月の国連気候変動サミットに合わせて、185 カ国以上で 760 万人もの若者が立ち上がるまでになりました。

気候の危機は世界で共有され、今や世界中で 2,000 以上の都市や自治体が、「気候非常事態」を宣言しています。そして欧州、米国、中国、日本など主要各国政府が足並みを揃えて、今世紀半ばまでの脱炭素社会実現にコミットしました。しかし、課題解決への道のりは険しく、一刻の猶予もありません。気温上昇を 1.5℃以内に抑えるためには、2030 年までに温室効果ガスの 45%削減を実現しなければならないのです。

まさに気候変動との戦いには、これまでの延長線上にない新たな社会経済システムを作り上げるという勇気と覚悟をもって、SDGs が理念の根本に据える「トランスフォーメーション（システムレベルでの大変革）」を遂行することが求められているのです。

SDGs がもうひとつ理念の柱に据える「誰一人置き去りにしない」に関していえば、貧困と格差拡大が大きな地球規模の課題となっています。国際 NGO オックスファムの 2019 年度の報告書では、進む富の偏在と拡大する一方の格差は、もはやコントロール不可能な状況になってしまったとしています。例えば、世界で最も豊かなわずか 26 人の富裕層の保有する資産が、貧しい方から数えた世界人口の半分、38 億人の保有資産と等しかった、としています。さらに、2017 年に新たに生み出された富の 82%は、世界で最も豊かな 1%が手に入れてしまい、経済的に恵まれない下半

分の 38 億人の人々が手に入れたのはわずか 1%未満だったとのこと。

さらに気候変動と貧困という、二つの地球規模課題の相互関係でいえば、異常気象や自然災害など気候変動の負の影響を最も強く受けるのは、こうした貧困層など脆弱な人々であることに注意が必要です。気候変動の緩和に取り組み脱炭素社会を目指すと同時に、防災をはじめ気候変動への適応策にこれまで以上に力を入れることによって、気候変動に対してレジリエントな（強くしなやかな）社会を目指すことは、今や喫緊の課題です。持続可能で包摂的な右肩上がりの経済成長を目指すだけでなく、増大する自然災害をはじめ人間をとりまくさまざまな下方リスクに対して、人間の生命、生活そして尊厳を守る、レジリエントな社会の実現が必要とされているのです。

人類は今、新型コロナウイルスとの厳しい戦いに直面していますが、傷んだ経済・社会からの回復においては、単に元に戻るのではなく、よりよい社会の再建（build back better ないし build forward better）を目指すべきです。そしてカギを握るのが、脱炭素社会実現に向けた巨額投資を通じての経済復興（グリーン・リカバリー）であり、同時に SOLVE のような共創的地域課題解決のアプローチにより包摂的で強靱な社会を実現することです。これらはいずれも、まさに SDGs の理念を実現することにほかなりません。

3. 私たちは何をすべきか

いうまでもなく、こうした気候の危機や貧困といった地球規模の課題は、決して他人事ではありません。日本国内に暮らす私たちにも、長期的な大変革を起こすためのアクションが求められています。そして同時に、持続可能で誰一人置き去りにしない社会をつくるために、日本社会として特に解決を迫られている差し迫った問題がいくつもあります。

たとえば、少子高齢化が急速に進むわが国では今後、社会を維持するための生産年齢人口が激減し、将来世代において現状の社会システムの維持が不可能なことは明白となっています。長期的にみれば必ず訪れることがわかっているこの危機に対して、私たちは気づいていないか、または気づいていても対処のための十分な行動を起こせていないのが現実です。東京など大都市への人口集中傾向は続くと予想され、東京以外の地方では県庁所在地などの中核都市においてすら、人口減少や特に生産年齢人口の減少によって、深刻な地域社会持続可能性の危機に直面しつつあるのが現状です。

しかし、「課題先進国日本」という言葉が示すように、日本が抱える諸問題はこれから他の多くの国がやがて必ず直面する現実でもあります。よって日本が先んじて有効な解決策に身をもって実証することができれば、今後諸外国においてもお手本として活用することができ、日本モデルを世

界へ展開する可能性を有しているといえます。危機はチャンスでもあり、世界の課題解決に日本がソリューションを提供することによって、中長期的な日本の成長と発展につなげることができる、またとないチャンスが訪れていると考えられます。

特に、急速に進行する STI（科学技術イノベーション）は、そのための有効な手立てになりえます。例えば、AI、IoT、ビッグデータ、5G、ロボティクス、ドローン、ブロックチェーンなどの情報技術を活用したサービスは、スマート農業、モビリティや流通、医療やヘルスケア等、日常生活に関連する分野でもすでに広く活用され始めています。時には既存秩序を破壊し、社会や人々の暮らしを大きく変えてしまう力を持ったこれらの技術は、新たな技術であるがゆえにさまざまなリスクも内包していることは事実ですが、社会をトランスフォームして、誰一人置き去りにしない社会をつくる、という高い理想を掲げる SDGs の実現にとって、決して欠かすことのできない推進力です。

技術は万能ではなく、また技術そのものが課題を解決してくれるわけでもありません。加速度的に進むデジタル技術をはじめとする科学技術を、あくまでも人と社会の未来のために用いて課題解決の力とする、つまり人間社会のために活用する主体側の知恵とコントロール力を求められます。

「人間中心（human-centric）の超スマート社会を構築する」ことが、目指すソリューションのコンセプトだと言えます。

2016 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画で示された日本の新しい成長モデル、「Society5.0」戦略の核心もまさにここに 있습니다。日本産業界も、この戦略の実行を担う主体として、政府の戦略を支持しています。経団連では、SDGs を組み込んで大幅改定し 2017 年 11 月に発表した、会員企業の行動規範である企業行動憲章において、産業界が「持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う」という意思を明確にし、具体的アクションを示す憲章実行の手引きにおいて Society 5.0 for SDGs 戦略を掲げ、会員企業の取り組みを促しています。また、2018 年 11 月には包括的な戦略「Society 5.0 ～ともに創造する未来～」を発表して、新たな時代への政策提言を行っています。そして、経団連・東京大学・GPIF は 2020 年 3 月に共同研究報告書を発表し、「ESG 投資の進化・Society5.0 の実現・SDGs の達成」を目指して共に行動することを宣言しました。さらに経団連は、コロナ禍において新たに未来の成長を展望した「。新成長戦略」を 2020 年 11 月に発表しました。そこでは、これまでの成長路線に一旦、終止符「。」を打ち、バックキャスティング・アプローチでマルチステークホルダーと対話しつつ、サステナブルな資本主義の実現や格差の是正などに取り組むとしています。2021 年 3 月に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においても、社会課題の解決や科学技術・イノベーションによる新たな価値を創造するためには、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」を用いた取組の重要性が指摘されています。学問知だけでなく現場知も活用した「総

合知」による社会課題解決の実現のためにも、マルチステークホルダーが協働するためのネットワーク構築が不可欠です。

今こそ、長期的な視野に立って、政府、学界、産業界、投資家、市民社会、消費者、労働界、メディアなどすべてのセクターと関係者が知恵と行動力を結集して、グローバルな課題やローカルな課題に対する解決策を、創出しスケールアップしていく時です。カギとなるのはマルチステークホルダー・アプローチであり、これまでにない、新たな技術やアイデアを最終的に社会に実装するための、研究開発段階からの一貫したステークホルダー参画・対話に基づくソリューションの共創です。

4. 本プログラムがめざすもの

本プログラムでは、このように STI（科学技術イノベーション）を活用して特定の地域における社会課題を解決し、その成果を事業計画にまでまとめあげて、国内外の他地域に展開可能なソリューションとして提示することを目指します。技術シーズを基盤としますが、テクノロジー・ドリブンではなく、科学技術をあくまで課題解決のために適正化・カスタマイズされるべき、社会システムのいわばひとつの構成要件としてとらえる「ソリューション・ドリブン」の考え方に立ちます。そして、目標とする社会のあり方を外部環境や客観的な科学的知見などをベースにしてアウトサイド・インでまず見定め、現状との差分を逆算して何をなすべきか考える「バックキャストिंग」の発想を重視します。

今日、地域が抱える課題は多岐にわたるとともに複雑化しており、その解決のためには、個々の主体が個別に対応するのみならず、多様なステークホルダーの協働によって部分最適ではない全体最適解を見出す努力が不可欠です。SDGs の 17 の目標も、独立したバラバラな目標の寄せ集めではなく、目標間の相互関連やトレードオフ、シナジーに留意して取り組む必要があります。多様なステークホルダーが連携する共創的な活動を通じて社会システム自体を変容させることで、社会をより持続可能で包摂的でレジリエントな（強くしなやかな）ものとする、というスタンスが重要であると考えられます。

SDGs では、先進国、途上国に関わらず、市民をはじめ、企業、中央／地方政府、NPO、研究者など、各々の立場を超えて共通する目標を整理して据え、「誰一人置き去りにしない(Leave No one behind)世界をつくる」ことを目標にしています。研究者は研究者の、自治体は自治体の、それぞれ固有の課題を抱えています。基本的には、そうした問題についてはそれぞれのセクターが「専門家」であり、それぞれのセクターで解決すべきと考えられがちです。しかし、これを SDGs の観点

からとらえなおすことで、この社会に生きる誰もが関係者として参加し、対話し、学びあい、アイデアを出し、強みを生かして協働すべき共通の課題になります。このような基本的な考え方に立つことなしには、現代の社会が抱える困難で複雑な課題を解決することはできません。そしてセクター単独では生み出しえない、大きなインパクトの創出がはじめて可能となるのです。

本プログラムでは、そのための共創的活動（課題の抽出・共有、対話・コミュニケーション・信頼構築、多様な主体が集まるための場・ツールづくり・運営制度の設計、成果の指標（KPI）や中間目標の構築・解決シナリオの策定、フィールドにおける可能性試験、実証試験、事業計画の策定）の促進をめざしています。そして、社会をトランスフォームし、誰一人置き去りにしない、強靱で包摂的で持続可能な社会を実現するために、「シナリオ」「ソリューション」という形での、社会にインパクトがあり「意味のある」変化を起こすための生きた知見を創出することを支援します。

第 3 章 研究開発プログラムの概要

3.1 プログラムの背景・目標

2030 アジェンダ（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）では、「直面する課題」として貧困、飢餓、不平等などのほか、気候変動、自然災害などが挙げられており、これらへの取り組みが期待されています。

同じく 2030 アジェンダでは、情報技術・医学・エネルギーなど幅広い分野における科学技術イノベーション(STI)は人間の進歩を加速化させ、デジタルデバイドを埋め、知識社会を発展させる大きな潜在力を有する旨が主張されています。科学技術イノベーションは重要な実現手段として位置づけられており、目標達成に向けた貢献が求められています。

2030 アジェンダには、「誰一人置き去りにしない(No one will be left behind)」という基本理念のもと、17 の持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)と 169 のターゲットが掲げられています。この SDGs の達成に向けて、社会課題を特定し科学技術イノベーションを手段とした解決策を創出するには、「社会課題に国内の地域で取り組んでいる人」と「自らの技術シーズを社会課題への取り組みに活用したい人」が手を組み研究開発を行うことが重要と考えます。本プログラムでは両者の共創による研究開発を推進します。

本プログラムでは、研究開発の提案を募集し、研究開発プロジェクトとして選定します。プロジェクトでは、地域における社会課題¹を特定し、その解決策を実証するとともに、プロジェクト終了後に解決策を実現するための事業計画を策定します。この解決策と事業計画を合わせてソリューションとし、ソリューションを創出することを目標とします。

本プログラムにより創出されたソリューションは、社会課題に取り組む人たちが引き継ぎ、特定地域への解決策の定着を図り、更には海外を含め他地域へ展開する活動を通じて地域レベルでの実績を積み重ね、SDGs の達成につなげることを期待します。

¹ 本プログラムにおける「地域における社会課題」は、当該社会課題が特定の地域のみが存在するため成果展開が小規模にとどまると見込まれるものより、国内の他地域、さらにはグローバルレベルへの広範囲の水平展開が見込まれ、大きな経済的・社会的インパクトをもたらす、より SDGs 達成への貢献が期待されるものを高く評価します。

3.2 プログラムの枠組み

SDGs の達成に向けて、地域における社会課題に対するソリューションを創出するため、既に得られている技術シーズを活用した SDGs の達成のアイデアを元に、研究者（自然科学、人文学、社会科学）と社会課題に取り組む当事者（協働実施者）と一緒に研究開発を行うものとします。

3.2.1 研究開発の対象

（17 のゴールとの関係）

SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットは個々に独立したものではなく、相互に関連していることに留意してください。そのため、あるゴールを達成するために他のゴールを犠牲にしないことが求められます。

（持続可能な開発の三側面）

2030 アジェンダに「我々は、持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている」と記載されています。社会課題に対するソリューションの創出においては、経済的価値、社会的価値及び環境価値のバランスのとれた価値創造が求められます。

（本プログラムにおける支援の対象）

現実の社会課題を解決するための取り組み自体が支援の対象です。社会課題の解決のために活用する技術シーズが既にあることが必須条件となります。従って、技術シーズの研究開発そのものは対象にはなりません。

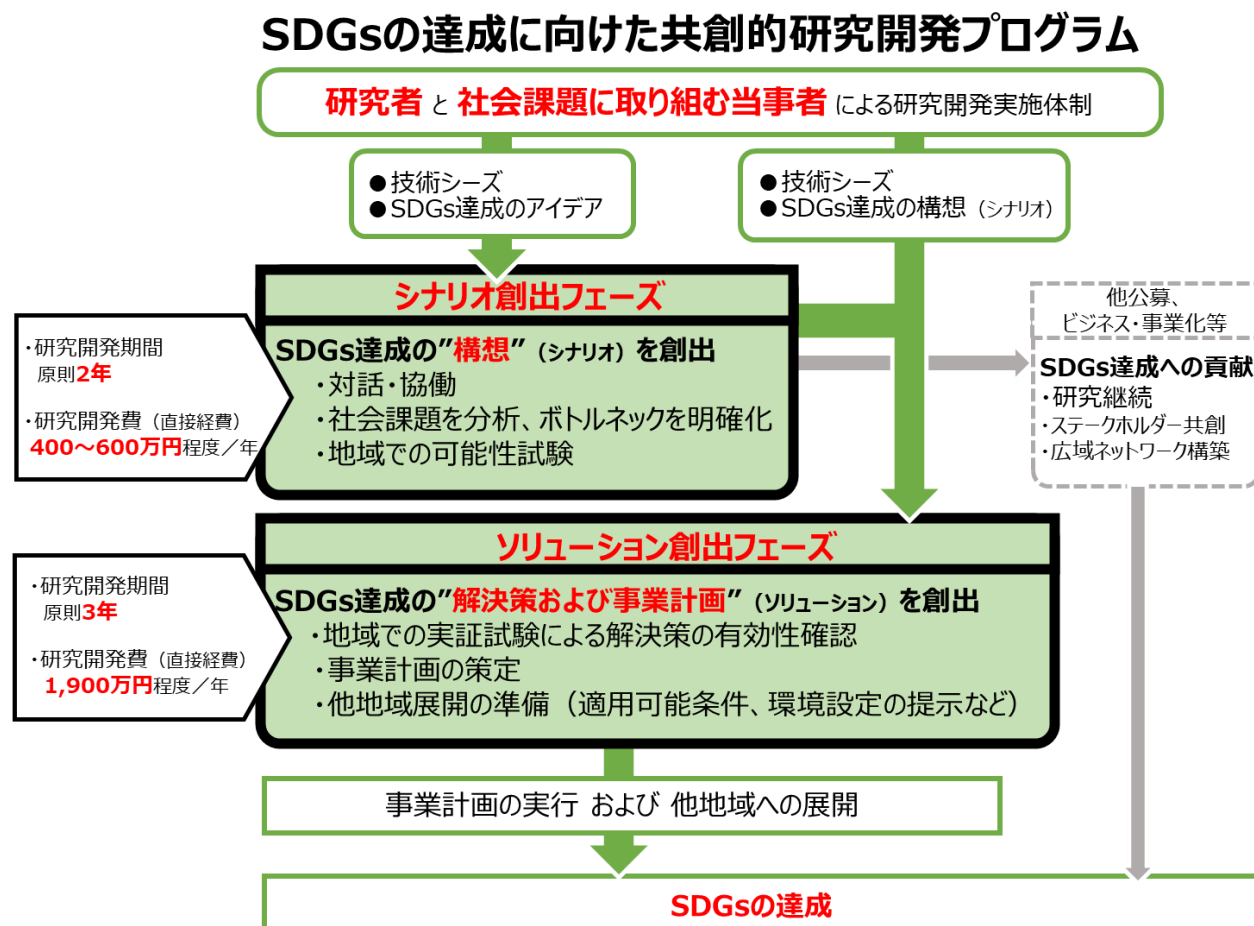
SDGs の達成には科学技術イノベーションが重要な手段になりますが、最先端の科学技術を用いた技術シーズが唯一のイノベーションの原動力ではなく、既存の技術シーズに様々な知見を組み合わせて課題の解決を図ることも有効なアプローチとなりうるものと考えます。

本プログラムにおける技術シーズとは、用途が想定された科学技術の研究開発成果であり社会の中で可能性試験ができる段階にあるものとしします。現実の社会課題を解決するための科学技術の成果であっても、その効果をプロトタイプとして示すための研究室レベルの可能性試験や、研究室レベルでのソフトウェアの開発等は既に終了しているものとしします。

また、最終的に社会課題の問題の解決に寄与する活動であっても、ソフトウェアや機器類の商品化、企業化のみを追求する活動は、本プログラムの支援対象ではありません。

3.2.2 研究開発のフェーズ

本プログラムでは、国内の地域における具体的な社会課題を対象として、ソリューションの創出までの研究開発を行います。研究開発の進捗に応じて適切な支援を行うため、シナリオ創出、ソリューション創出の 2 つのフェーズを設定します。いずれのフェーズにおいても、目指すべき姿を描き、その姿から立ち戻って現時点から計画を立てるバックカスティングの手法を採用します。



図：研究開発フェーズの概要

<シナリオ創出フェーズ>

具体的な社会課題に取り組むために、対話・協働を通じて地域における社会課題の特徴を抽出してボトルネックを分析・明確化します。社会課題を解決する新たな社会システムを想定して、技術シーズを活用した解決策を検討し、地域における可能性試験を実施します。さらに、可能性試験により得られたエビデンスをもとにロードマップを作成し、2030 年度までに他地域への展開を実現し SDGs を達成するための「構想」を創出するフェーズです。

<ソリューション創出フェーズ>

2030 年度までに他地域にも展開して SDGs を達成する構想（以下、「シナリオ」という）に基づ

き研究開発を行い、特定の地域での実証試験を経て社会課題の解決策の有効性を示し、あわせて、海外を含め他地域に展開するための適用可能条件や環境設定も提示します。並行して、プロジェクト終了後の自立的継続のための計画（事業計画）の策定および計画実行の準備を行うフェーズです。この事業計画は、協働実施者を中心に実行することを想定しています。

本フェーズは実証段階を支援するものであり、普及段階を対象にしていますが、協働実施者がソリューション創出フェーズ終了時点での成果の受け手となることを想定し、自立的な活動を継続できる体制や普及への足掛かりが出来上がっていないとなりません。自立的な活動に至るための道筋が具体的に構想されている提案を求めます。

提案者は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ、いずれか一方のフェーズに応募することができます。

3.2.3 提案および研究開発にあたっての留意事項

本プログラムでは、産業界をはじめ、内閣府「SDGs 未来都市」、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、海外における SDGs の達成に向けた活動などとの連携を重要視します。プロジェクトの進捗に応じ、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局がプロジェクトとこれらの組織体との連携等を提案する場合があります。プロジェクトにおいてもチーム外、可能であれば国外も含めた多様な主体との交流なども進めていただきます。

また本プログラムを通じて、国際的な視野を有しつつ地域課題解決を目指した学際的研究開発に参画する、特に若手や女性の研究者の層を広げていくことが重要と考えます。このため、人材育成に資する積極的な若手や女性の登用の取り組みを期待します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の問題は社会生活に大きな影響を及ぼしていますが、このような差し迫った社会の問題であり、かつ、将来的にも影響を与えかねない問題への取り組みも重要です。

（本プログラムのマネジメント）

JST RISTEX および「科学と社会」推進部は、以下のような体制および方法で本プログラムを運営します。

- ① プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行う。
- ② プログラム総括の任務の一部を代行するプログラム総括補佐を置く。
- ③ プログラム総括に対し、専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置く。
- ④ プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局が一体となり、プ

プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施等）を行う。

- ⑤ プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整やプロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行う。
- ⑥ プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
- ⑦ プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラム全体会議等）を積極的に行う。また、研究開発成果のアウトリーチ活動（成果報告会やウェブページ等での情報発信等）も実施する。

3.2.4 プロジェクト終了後の展開

<シナリオ創出フェーズ>

シナリオ創出フェーズにおける研究開発を足がかりに、①ソリューション創出フェーズへの発展、②SDGs 達成に貢献しうる①以外の公的資金あるいは民間資金による研究開発の継続、ビジネス・事業化等を目指します。その実現のために、多様なステークホルダーが参加する広域ネットワークの構築や、成果の他地域展開、ビジネスや社会実装へつながることを念頭に置いた、研究代表者と協働実施者との協働の強化や新たな協働・共創の模索を期待します。

なお、ソリューション創出フェーズでの研究開発実施には、公平性の観点から、ソリューション創出フェーズへ応募される他の提案同様に公募に応募頂き、他の提案と同じ条件・プロセスにて選考を受け、採否が決定されます。シナリオ創出フェーズの最終年度（研究開発期間中）に、ソリューション創出フェーズへ応募頂き提案が採択された場合は、切れ目なく研究開発を継続することができます。

<ソリューション創出フェーズ>

国内の地域において実証されたソリューションは、研究開発プロジェクトが終了した後に、さらに他地域にも広く展開可能なものであり、さらには SDGs の達成に向けたものでもあることが求められます。

多様なステークホルダーのコミュニケーションツールとして国連のプラットフォーム（オンラインプラットフォーム；Technology Facilitation Mechanism の Online Platform 等）で展開されることに加え、ESG 投資の誘引、内閣府「SDGs 未来都市」の取り組みの後押しや、他の研究開発事

業などにつながることも期待されます。

第 4 章 公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。他の領域・プログラムとは募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	4 月 5 日（火）
募集説明会	4 月 12 日（火）、5 月 10 日（火） オンライン実施 詳細は決定次第、下記の提案募集ウェブページに掲載します。 (https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2022.html)
提案書受付期限※ ¹	6 月 8 日（水） 正午
書類選考期間	6 ～ 7 月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡（予定）
面接選考会※ ² （オンライン形式）	シナリオ創出フェーズ：7 月 28 日（木）、29 日（金） ソリューション創出フェーズ：7 月 25 日（月）
面談（採択条件の説明）	8 月 22 日（月）、25 日（木）
選考結果の通知・発表	10 月上旬（予定）
研究開発の開始	10 月上旬（予定）

※¹ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

※ 2 Zoom によるオンライン形式で実施いたします。事前の接続テストに御協力をお願いいたします。

4.2 研究開発期間

シナリオ創出フェーズ：原則として 2 年

ソリューション創出フェーズ：原則として 3 年

- a. 上記両フェーズとも提案内容・研究開発計画および採択方針に応じて調整を行います。
- b. ソリューション創出フェーズは、研究開発期間の最終年度において、年度末までの研究開発期間の延長が可能です。2022 年度 10 月研究開発開始の場合は 2025 年度末（2026 年 3 月）までの 3 年半が研究開発期間の上限となります。

4.3 研究開発費（直接経費）

1 課題（プロジェクト）につき

シナリオ創出フェーズ：400～600 万円程度／年（12 ヶ月）

ソリューション創出フェーズ：上限 1,900 万円程度／年（12 ヶ月）

- a. 研究開発費は提案内容・研究開発計画および採択方針に応じて調整を行います。
- b. 2022 年度（令和 4 年度）に関しては、10 月に研究開発を開始予定です。年度末までの 6 ヶ月間の経費を計上してください。
- c. 研究開発費（直接経費）と間接経費の用途等については、「5.5 研究開発費」、「第 8 章 提案公募 Q&A」を参照してください。
- d. JST は、研究代表者をはじめとする研究開発を行う者を直接雇用等はいたしません。

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

配分される研究開発費の決定にあたっては、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるプロジェクトの進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させていただくことがあります。詳しくは「5.5 研究開発費」を参照してください。

4.4 採択予定件数

シナリオ創出フェーズ：4～6 件程度

ソリューション創出フェーズ：4 件程度

上記両フェーズとも応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

4.5 応募要件

応募時に研究代表者が研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をお読みください。

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究開発プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

4.5.1 重複応募について

(1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、いずれか一方のフェーズで 1 件のみです。

(2) 本プログラムは、「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プログラム、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践」研究開発プログラム、および SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）の 2022 年度公募に重複して応募することはできません。

(3) 現在、社会技術研究開発事業の研究代表者をされている方は応募できません（当該研究開発の実施期間が 2022 年度内に終了する場合を除く）。

4.5.2 提案者の要件

次の 2 名の連名で提案していただきます。

『研究開発の責任者（研究代表者）』

『社会課題に取り組む当事者の代表（協働実施者）』

研究代表者と協働実施者の二人が中心となってプロジェクトを推進していただきます。

研究代表者はプロジェクト全体の責任者です。研究開発の責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であることを要件とします。

研究代表者となる方が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提案してください。研究代表者は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ、いずれか一方のフェーズに 1 件だけ応募することができます。

JST は研究開発に必要な経費（研究開発費）を、研究開発を実施する組織に支払い支援します。応募に際して研究代表者は、研究開発を実施する組織の長もしくは研究開発を実施する組織が所属する機関の了解を得てください。

研究代表者には具体的な社会課題の解決に向けて自然科学および人文学／社会科学の研究者、および、創出されるソリューションの受け手となりうる協働実施者らによる体制を編成していただきます。

社会技術研究開発は社会課題を解決するためのイノベーションを行うことが目的であり、具体的な地域を対象としていますので、本プログラムは地域の人々との協働が不可欠です。そのため、何が目的で、誰が受益者であり、どのような方法で目的を達成し、どのような効果をいつまでもたらすかについて合意が形成されなければなりません。

従って、これらの合意を形成するための協働プロセスについてはすでに存在していることが前提となります。研究開発は大学や研究機関のような特定領域の専門家集団のみによる活動ではなく、例えば、他分野の研究者、現場を熟知した人、受益者、行政の関係者など多様な人々の協力を得ながら進めなければなりません。これらの人々を臨機応変に受け入れる柔軟さと組織体制が必要です。研究開発の開始時点から協力者をメンバーに加えておくことが必要です。

協働実施者は社会課題に取り組む当事者の代表であり、社会課題に直面し、研究者と協力して課題を解決することを希望する団体・組織の代表です。ただし、団体・組織を実質的に代表し社会課題に実際に取り組むことを想定しており、役職として代表者である必要はありません。

JST は研究代表者及び主たる実施者（協働実施者やその他の研究グループのグループリーダー）が所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。主たる実施者の所属機関が JST からの委託研究開発費を必要としない場合は、研究代表者の所属機関と適切に契約を締結する等によりプロジェクトに参加することも可能です。なお、研究代表者と協働実施者を一人で兼務することも妨げませんが、性格が異なる両者の役割を十分に遂行できることが重要です。「第 8 章 提案公募 Q & A」も参照ください。

また、研究代表者、協働実施者の少なくとも一方は所属機関が大学等※である必要があります。

※大学等：以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人などの公的研究機関

※独立行政法人国立高等専門学校機構を含む

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

このほかの提案者の要件は以下の通りです。

- a. 研究開発プロジェクトのメンバーを統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等」を参照してください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。
- e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。
- ※上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

4.5.3 研究機関の要件

本プログラムにおける研究開発を推進することができる（委託研究契約を締結することができる）のは国内の研究機関のみですが、民間企業、各種団体、NPO、大学など主体を問いません。「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合」も参照ください。

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.9 研究機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中

に、事務管理体制・財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

なお、研究開発を実施する組織は、提案にあたって新たに組織化しても構いません。ただし、選考に際しては、プロジェクトの終了後も社会課題解決が必要とされる期間、事業を継続できる組織体制を有していることが考慮されます。

4.6 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）より行っていただきます。

紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできませんので、ご注意ください。

詳細は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（1）研究機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトも参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行って

ください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的研究費に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

（2）提案書の作成・提出

本プログラムへの応募は、必ず提案者自ら提案書を作成し、応募していただくことをお願いしています。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または本プログラムの提案募集ウェブページ (<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>) から提案書様式をダウンロードし、「第 9 章 提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。

提案内容は専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

なお、提案書の提出は、必ず e-Rad サイトより行って頂きます。

応募するフェーズ（「シナリオ創出フェーズ」または「ソリューション創出フェーズ」）によって、提案書の様式、提出先等が異なります。特にご留意ください。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考にあたっての主な視点」を基に総合的に判断します。

- （1）書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、研究代表者、協働実施者の両名にプロジェクトの構想を説明していただきます。
- （2）書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、研究代表者に通知します。
- （3）選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、本プログラムの提案募集ウェブページにて随時お知らせします。
- （4）上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号と住所、提案書様式 1 に記載の連絡先については、間違いのないよう記載してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書様式 1 の【備考】欄に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究実施者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する実施者を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研

究代表者等」と総称します。) についても同様に取り扱います。

a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)

b. 研究代表者等が役員 (CTO を含み、技術顧問を含まない。) に就任している機関。

c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を、協働実施者をはじめ主たる実施者とする場合、提案書の備考欄にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業 (以下「出資先企業」といいます。) を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反 (組織としての利益相反) に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を研究機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を研究機関とする場合、提案書様式 1 の【備考】欄にて出資先企業が研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへの御協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

4.8 選考にあたっての主な視点

選考にあたっては、以下のようなポイントを重視しながら（「第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」、「第 3 章 研究開発プログラムの概要」参照）、及び社会的インパクトを総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。（※提案書の作成にあたっては「第 8 章 提案公募 Q&A」（本プログラムの趣旨に沿った提案書の作成）も参照してください。）

<シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ共通>

- (1) 提案された内容（課題、目標、研究開発計画等）は本プログラムの趣旨に合致し、解決すべき具体的な社会課題、2030 年までに目指すべき姿（持続可能な社会）が明確であること。
- (2) SDGs の 17 ゴール、169 ターゲットとの関連が整理されていること。
- (3) SDGs の「誰一人置き去りにしない」という理念に沿った包摂的な取組みであること。
- (4) 各ステークホルダー参画の上で KPI（効果測定のための分かりやすい指標）が設定・共有され、PDCA が考慮されていること。
- (5) 社会課題に取り組むにあたり、受益者を含むステークホルダーが参画する計画が提案されており、共創的な協働体制（研究代表者と協働実施者との連携を含む）が構築されていること。
- (6) 研究開発のフィールドとなる地域が明確であり、研究代表者と協働実施者とのこれまでの協働関係や、プロジェクトに関係する各ステークホルダーの現状が的確に分析されていること。
- (7) 研究代表者および協働実施者が、提案する研究開発を推進する上で十分な経験や明確な動機、熱意を持っており、共創的活動におけるガバナンスの主体として責任をもって研究開発を遂行できること。
- (8) 研究開発費の使途として、適切な資金計画が考慮されていること。

- (9) プロジェクト終了後も成果の担い手ら（『社会課題に取り組む当事者の代表』等）が社会課題への取り組みを継続する研究開発計画・体制になっていること。

<シナリオ創出フェーズ>

- (1) SDGs の達成のビジョン（目指すべき姿）およびビジョン達成に向けた共創の重要性がステークホルダー間で認識・共有されていること。
- (2) 対象とする社会課題やその検討状況が示されていること。
- (3) 対話・協働を行うステークホルダーによるネットワークの構築と活動状況等が示されていること。
- (4) 社会課題の解決に向けた技術シーズ、解決のためのアプローチや手法のアイデアについての具体的かつ有効な提案があること。
- (5) 可能性試験の実施計画が具体的であること。
- (6) シナリオの創出とその先の展開に向け、具体的なマイルストーン等を考慮した研究開発計画が立案されていること。
- (7) プロジェクトの駆動力となるコーディネーターが想定されていること。

<ソリューション創出フェーズ>

- (1) 2030 年までに実現すべきビジョンと、実現によって創造される価値、そのためのシナリオが明確で、ソリューションによる社会課題解決の筋道が論理的かつ現実的であること。
- (2) 活用する技術シーズ（科学技術の成果）が、課題解決の具体的な手段として適切で、期間中に実証試験を実施できる段階にあること。
- (3) 実証試験の実施計画が具体的であること（規模、参画者、実施場所等）。
- (4) 「コーディネーター」、「解決策を定着させる担い手」、および「他地域への展開の担い手」が（提案書様式 6）事業構想（シナリオ）に明確にされており、研究開発計画および解決策の定着・他地域への展開の実現の筋書きに対して適切であること。
- (5) ソリューションの創出に向けて、リスクヘッジ、マイルストーン等を考慮した研究開発計画が立案されていること。
- (6) ソリューションの対象としてメリットを受ける人々が特定され、その効果が明確であるとともに、他地域等への展開可能性が具体的に示されていること。

以下の点について、書類選考や面接選考で評価が並んだ際に、加点要素として考慮します。海外の機関等の連携等の記載については、「第 8 章 提案公募 Q & A」の（海外機関との連携について）をご確認ください。若手や女性研究者については、該当がある場合は、様式 1 の所定欄に記載してください。

- ・プロジェクトの成果について海外の機関との連携等、国際的な活動の広がりが期待できること
- ・ダイバーシティの推進や人材育成等の観点から若手や女性の研究者・実施者が積極的に登用され、プロジェクト計画、運営において主要な役割を担うことが期待できること

4.9 選考過程における研究開発フェーズの移行について

ソリューション創出フェーズへの応募のうち、内容は概ね優れているものの社会課題の分析状況、実証に向けた具体的な体制構築、研究開発の進捗等が不十分と認められる提案については、シナリオ創出フェーズの研究開発プロジェクトとして選定することがあります。

ソリューション創出フェーズへ応募された課題で、選考過程において、シナリオ創出フェーズへ移行して選考を行うことに同意頂ける場合は、必ず提案様式 1 の所定の箇所にチェックしてください。なお、フェーズ移行の際には、選考の過程で追加資料の提出をお願いしますので、あらかじめご了承ください。

4.10 その他、留意事項

提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない場合があります。

研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかは選考の要素となります。

詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

お問い合わせ等

(1) 公募要領の掲載・提案書の提出先等

公募要領及び最新情報	SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）提案募集ウェブページ https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/ https://www.jst.go.jp/ristex/solve/index.html
公募要領及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ウェブページ https://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

<u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）（ソリューション創出フェーズ 募集担当） JST「科学と社会」推進部（シナリオ創出フェーズ 募集担当） お問い合わせは電子メールでお願いします 本プログラム応募に関するお問い合わせ：boshusolve@jst.go.jp 社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ： boshu@jst.go.jp
<u>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について</u> 研究機関・実施者の登録、e-Rad の操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-057-060（ナビダイヤル） （9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには一切回答できません。

※提案書受付期限日（提案締切日）間近は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第 5 章 社会技術研究開発事業における研究開発の推進等について

5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時にプログラム総括の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラム総括補佐、プログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- c. プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- d. プログラム総括の判断により、プロジェクトの期間短縮、研究開発費の減額もしくは中止を行うことがあります。

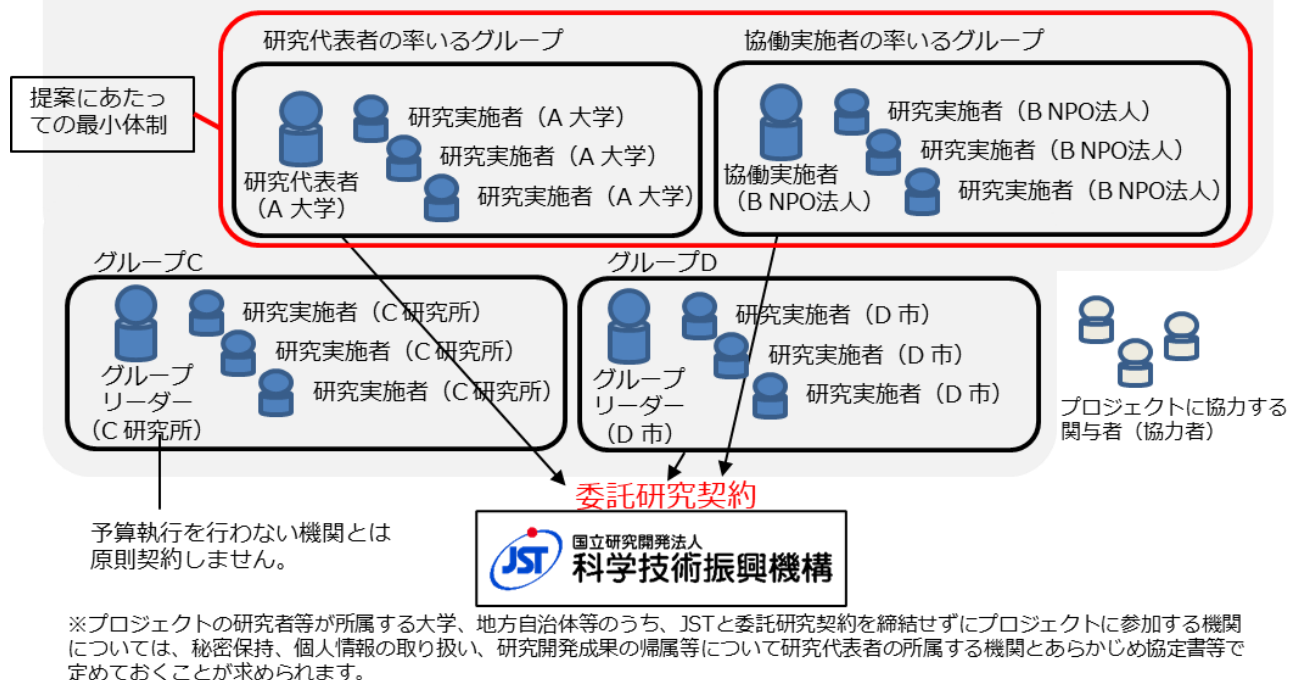
※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、プログラム総括によるマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、課題解決に取り組む人々をプロジェクトメンバー（数名～20 名程度）として参画させ、適切な実施体制（グループ）を構築していただきます。プロジェクトメンバーには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者も含めます。
- b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確にした上で、研究開発を実施します。
- c. JST は、予算をする実施者（研究代表者、主たる実施者等）の所属機関（研究機関と呼ぶ）と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。

研究開発プロジェクトの実施体制（イメージ）

JSTは、予算執行のある実施機関と委託研究契約の締結を行います。



5.3 実施拠点

実施者は研究機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

- 採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

（補足） 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により

他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者、協働実施者、主たる実施者および採択後に作成する研究開発計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金：[人件費] 本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、協働実施者・主たる実施者を除く）の人件費※2・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17

日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、RISTEX における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※3）

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なるほか、研究機関の事務

管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。

5.6 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告をお願いすることがあります。また、年度報告は次年度計画の承認にも係りますのでご注意ください。

また、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、研究開発の継続が困難になった場合、もしくは当初の研究開発計画よりも早期に事業計画の実行が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、研究開発計画の修正や研究開発期間の変更（研究開発の中止を含む）をお願いする場合があります。

なお、プロジェクトの進捗報告については、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局等向けだけでなく、多様なステークホルダーや広く一般に向けた形での報告・広報も重視します。小冊子や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信が行える体制づくりをご検討ください。

5.7 プロジェクトの評価

全てのプロジェクトについて、研究開発実施終了時に、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て、事後評価を実施します。

シナリオ創出フェーズにあっては、シナリオの妥当性や実現可能性の更なる向上が期待される場合、中間評価を実施することにより最大 1 年、研究開発期間を延長することがあります。ソリューション創出フェーズにあっては、解決手法の定着や展開の可能性の更なる向上が期待される場合に、中間評価を実施することにより最大 2 年、研究開発期間を延長することがあります。

研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略、進捗状況等を確認するプロジェクト戦略会議やサイトビジット等の実施や、その他評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を研究機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラム目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動（プログラム全体会議やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行っていただき

ます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、本事業が運営する「社会課題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等に御協力いただきます。

(9) JST と研究機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.9 研究機関等の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（6.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（6.27「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求め

られる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する研究機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の研究機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機

関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であることが示された場合、実施者として参加可能です。
 - b. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません（研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります）間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。
 - c. 研究機関は、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
 - d. 研究の実施に伴い発生する知的財産権は、JST へ無償譲渡するか、JST と均等共有となります。均等共有とする場合、知的財産権の保護申請、維持などに必要な費用等も JST と均等に負担する義務があります。（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。
- ※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*2}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

5.11 その他留意事項

5.11.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者等が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発プロジェクト等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）

^{*2} 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済を申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません（JST が負担します）。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 募集担当

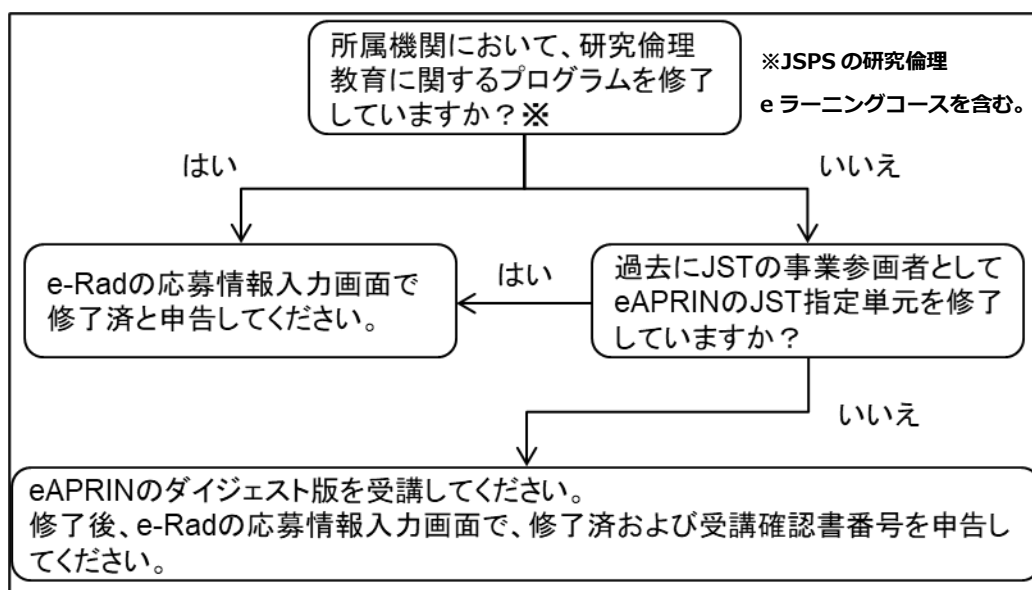
E-mail :

本プログラム応募に関するお問い合わせ : boshusolve@jst.go.jp

社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ : boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことが

あります。

- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基

盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究

者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2022 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2022 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、RISTEX における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

6.10 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- （1）JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- （2）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- （3）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援

プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や開発開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者と

しての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度³の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りま

³ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

とめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」(令和 2 年 4 月 10 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

○競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和 2 年 7 月 3 日）

https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/senjukanwa_houshin.pdf

6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する

基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクターなどの若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人

研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行

う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29

年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

6.20 社会との対話・協働の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・ サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・ 日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

6.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4

月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照してください。

6.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同セン

ターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST RISTEX Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJRX+英数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST RISTEX Grant Number JPMJRXxxxx.

【和文】

本研究は、JST、RISTEX、JPMJRXxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員

会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和2年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

6.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日）（※）の内容について遵守する必要があるま

す。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（２）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和４年４月１日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和４年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和３年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和４年度版チェックリストを令和４年１２月１日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常２週間程度を要しますので、十分に注意してく

ださい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを令和 4 年 9

月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

6.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。
特に以下の点にご留意ください。

- （１）提案者は、事前に e-Rad への研究機関及び研究者の登録が必要です。
詳細は「7.5(1)」を参照してください。
- （２）提案者は、事前に研究インテグリティに係る情報を e-Rad に登録する必要があります。
詳細は「7.5(2)」を参照してください。
- （３）e-Rad への情報入力、募集締切前数日以上以上の余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。
- （４）入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。
詳細は「7.5（４）e-Rad への応募情報入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と

答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

(5) 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。

詳細は「7.5 (5) 研究開発提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」を参照してください。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報、研究インテグリティに係る情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)、(2)

↓

(2) 公募要領及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、公募要領と提案書様式をダウンロードします。応募するプログラム・フェーズ等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(3)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 程度以内）※詳細は 7.5(4)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間の目安は 60 分程度です。※詳細は 7.5(5)

↓

(5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。応募するプログラム・フェーズ等により提出先が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(6)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

（１）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html) を、あらかじめご確認ください。

（２）問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章および e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、**審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。**

事業に関する 問い合わせ及び 応募書類の作 成・提出に関す る手続き等に 関する問合わ せ	JST 社会技術研究開発 センター（RISTEX） 企画運営室 （ソリューション創出フェ ーズ募集担当） JST「科学と社会」推進部 （シナリオ創出フェーズ募 集担当）	本プログラム応募に関するお問い合わせ： boshusolve@jst.go.jp 社会技術研究開発事業全般の応募に関するお 問い合わせ： boshu@jst.go.jp
e-Rad の操作 方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○本事業の提案募集ウェブページ：<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

（３）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止

を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

（１）研究機関、研究者情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○研究機関の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○提案者の研究者情報登録

研究機関は、「社会技術研究開発事業」の研究代表者として本プログラム等に応募する提案者について、研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには ID を取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

（２）研究インテグリティに係る情報の登録

※e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)に本情報の入力を行っていない場合は必ず情報の登録を行って下さい。既に登録済みの方は必要ありません。

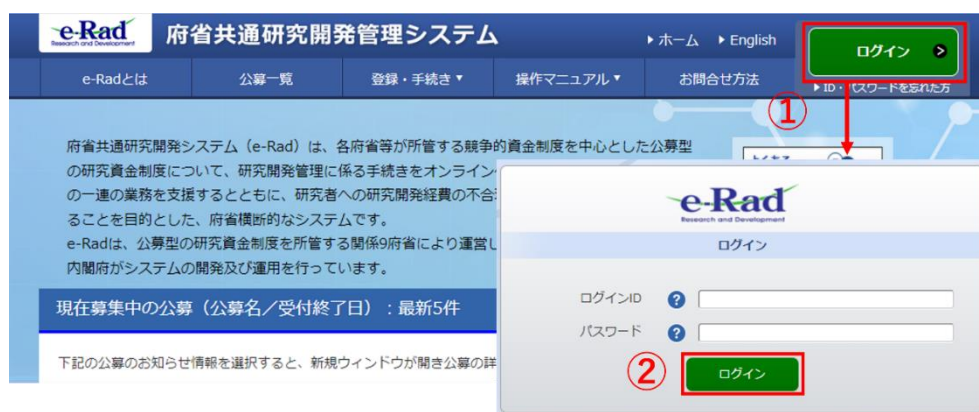
2021 年 12 月 17 日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用 プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。

このため、以下の手順に従い、**応募前**に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をお願いいたします。

※e-Rad ログイン方法



① ポータルサイト画面右上の【ログイン】をクリックしてください。

② 提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時は、初回設定が求められます。



1) e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。②

基本情報

研究分野

所属研究機関

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

機関着任日 (機関着任処理日)	研究機関コード 研究機関名	勤務形態	雇用財源	任期の有無	主たる研究機関	変更容認	科研費応募資格	部局着任日 (部局着任処理日)	部局コード 部局名	職名 (職階)	主たる部局	連携対象
20220301	999999 9001 テ		安定的財					20220301	001	研究員 (研究員・)		

2) 続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリック。

e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad 外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート	機密保持契約締結有無	削除
行の追加 選択行の削除						

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
行の追加 選択行の削除		

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☐ 報告している

3) 「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の項目で【行の追加】をクリックして記入欄を表示。

④入力

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート	機密保持契約締結有無	削除
選択してください▼	選択してください (年 月 ~ 年 月)		円	%	無▼	☐

行の追加
 選択行の削除

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
	選択してください	☐

行の追加
 選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☐ 報告している

⑤必須

4) 「(1) e-Rad 外の研究費」「(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」の記入欄に入力してください。

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外への入力はありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにして下さい。

5) 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分は必須となります。チェックマークが入っていない場合、応募ができません。

6) すべて入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。

7) 「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されるので【OK】をクリックしてください。入力が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

（３）公募要領及び提案書の様式の取得



- 1) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。



- 2) 「検索条件」から簡易検索（“社会技術”やプログラム名など）し、
公募名「【シナリオ】SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（2022）」
「【ソリューション】SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（2022）」
いずれかの応募を行うフェーズをクリック。

※【シナリオ創出フェーズ】と【ソリューション創出フェーズ】で公募詳細の確認画面が異なりますので、ご注意ください。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

公募詳細		
概要		
配分機関名	国立研究開発法人科学技術振興機構	
公募年度	2018	
公募名	人と情報のエコシステム (H30)	
	(ライフサイエンス) 植物栄養学、土壌学、応用微生物学、生物有機化学、食品科学、応用分子細胞生物学、森林科学、木質科学、 水圏生産科学、動物生産科学、獣医学、動物生命科学、実験動物学、分子生物学、構造生物化学、機能生物学、 システムゲノム科学、細胞生物学、発生生物学、植物分子、生理科学、形態・発生生物学、進化生物学、多様性生物学、分類学、生態学、環境学	
メールアドレス		
応募要領ファイル	応募要領ファイルのダウンロード	
申請様式ファイル	ダウンロード	申請様式ファイルのダウンロード
URL	平成30年度 提案募集ページ	
事業独自の操作マニュアル		

3) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「【シナリオ】SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(2022)」または「【ソリューション】SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(2022)」いずれかの応募を行うフェーズを確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書樣式：

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

公募要領：

「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。

※必ず応募するプログラム、フェーズ、年度の様式を使用してください。

異なるプログラム・フェーズ・年度の様式では申請できません。

（４）提案書の作成

・提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。

・提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。



作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】を目安としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、次のようなエラーが発生する可能性があるため、必ず開いて確認してください。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(5) e-Rad への応募情報入力

1) 公募の検索

公募名「【シナリオ】SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（2022）」

「【ソリューション】SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（2022）」

いずれかの応募を行うフェーズの「応募する」をクリック。

※【シナリオ創出フェーズ】【ソリューション創出フェーズ】で入力する画面が異なりますのでご注意ください。

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: すべて [社会技術] [部分一致]

表示件数: 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア Q 検索

公開中の公募一覧

- 公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
- 応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

検索結果のダウンロード

1～39件 (全39件)

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関の承認の要否	締切日時	機関内締切日時	応募
2022	国立研究開発法人科学技術振興機構	【ソリューション】SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(2022)	研究機関単位	-	2022/6/8 12時00分		応募する

2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。

応募に当たっての注意事項

以下の注意事項をお読み、承諾した上で応募してください。

応募をする前にお読みください

1. 「応募単位」の区分によって研究者自身では応募できない場合があります。

公募には「応募単位」という区分があり、「研究者」と「研究機関」の2つの単位があります。

※対象の公募の単位は、「公開中の公募一覧」画面（この画面の前の画面）の「応募単位」列で確認可能です。

図表: 公募年度、配分機関、公募名、応募単位、機関の承認の要否、研究者、研究機関

「研究者」単位の場合
研究者の方が応募を行うことができます。

「研究機関」単位の場合
研究機関の事業代表者が応募を行う公募であり、研究者自身から応募を行うことはできません。

※「研究機関」単位の応募をする場合は、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務局担当者へお問い合わせください。

・PC等の利用環境の確認
パソコンのOS、ブラウザ等が推奨環境であることを確認の上で応募してください。
※推奨環境以外でご利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
[e-Radの推奨環境を確認はこちら](#)

戻る 承諾して応募する

■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

研究の内容 必須

キーワード 必須

以前の課題をコピーする 一時保存

2) 再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。

前回ログイン：2018/02/21 (15:09)

新規応募 公開中の公募を検索し、新規で応募情報を入力して提出します。

一時保存データの入力再開 一時保存中の応募情報の入力を再開します。

〔応募/採択課題一覧〕画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索。

検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

応募/採択課題一覧

応募/採択課題を一覧表示できます。各種申請手続きを行うことができます。

検索条件

制度名 [部分一致] 制度名の検索

事業名 [部分一致] 事業名の検索

公募名 [部分一致] 公募名の検索

課題ID [完全一致]

研究開発課題名 [部分一致]

研究者氏名 [完全一致]

研究者番号 [完全一致]

漢字 (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

フリガナ (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

検索対象 ☒ すべて ☐ 応募課題のみ ☐ 採択課題のみ

表示件数 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件のクリア 検索

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の 状態	申請の種 別 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者			
2018	18004593	2018年度 継続性対策公募 サイバーセキュリティに係るセキュリティ	18004593	光増技術研究大 学校	応募済	配分開始 処理中 取下手続 中	申請可能な 手続きへ

1～1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

状態	編集	削除	引戻し	取下
応募中	編集	削除		

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、以下①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

①「基本情報」タブ

- ・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）： 2022（年度）

研究期間（終了）： [シナリオ創出フェーズ]（最大）2024（年度）
[ソリューション創出フェーズ]（最大）2025（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的、研究概要：一文で簡潔に記載してください。

ファイルのアップロードは行わないでください。

ファイルのアップロードは行わないでください。

- ・「基本情報-申請書類」から、**提案書をアップロード**してください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提案書以外の資料を提出しないでください。提出されても審査の対象とはなりません。

- 「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提案書以外の資料を提出しないでください。提出されても審査の対象とはなりません。

②「研究経費・研究組織」タブ

基本情報 **研究経費・研究組織** 個別項目 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

大項目	中項目	2022年度	2023年度	合計
直接経費	直接経費 必須	,000 円	,000 円	0 円
	小計	0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%以内) (上記経費の30%以内)	間接経費 必須	,000 円	,000 円	0,000 円
合計		0 円		0 円

右にスクロール

- ・「研究経費」の2. 年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。

直接経費、間接経費とも **2022 年度から終了年度**に予定する額を記載してください。

(間接経費は直接経費の 30%です。)

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名 (年齢)	研究機関 部署/階層 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 必須	直接経費 間接経費 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
検索	代表者 XXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部署 ○○長/○○クラス	☒ ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学	,000 円 ,000 円				

選択行の削除

- ・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究代表者のみ記載してください。

協働実施者等の主たる実施者の記載は不要です（行の追加はしないでください）。

予算額は研究代表者に全て計上してください。

直接経費、間接経費とも**初年度（2022 年度）の額**（「研究経費」の 2. 年度別経費内訳の 2022 年度に入力した額と同額）を入力してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名横の「？」のマークにカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- ・「研究代表者連絡先」には、郵便物を受け取るために必要な情報を正確に入力して下さい。
- ・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・「確認」と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては公募要領の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

・eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している場合は、必ず受講確認書番号を入力してください。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況		
応募・受入状況					
研究者氏名	〇〇 〇〇〇				
本応募での役割	研究代表者				
(1)事業実施中の研究費、応募中の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	年度の研究経費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
〇〇配分機関 △△△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△△△△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇課題 (〇〇 〇〇〇)	研究代表 者	9,999,000 円 (9,999,000 円)	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999 ,000 円)
(2)受入予定の研究費					
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	年度の研究経費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
〇〇配分機関 △△△△△事業 (9999年度～9999年度)	△△△△△△△△△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇課題 (〇〇 〇〇〇)	研究代表 者	9,999,000 円 (9,999,000 円)	99	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (総額 9,999 ,000 円)

93

（6）研究開発提案書の提出

基本情報-申請書類				
	名称	形式	サイズ	ファイル名
	応募情報ファイル	[pdf]	10MB	提案書.pdf
参考資料		[PowerPoint (PPT, PP TX)]	10MB	

戻る 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容提案書のプレビュー 入力内容の確認 >

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了したら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されます。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

「応募/採択課題一覧」画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

正常に提出されていれば、「申請の種類（ステータス）」が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。

■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

	応募済	受理済	申請中

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

※ **募集締切後は「引戻し」はできません。**

1) 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。

応募						
状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		閲覧	

2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果							
1～1件 (全1件)							
課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題の 状態	申請の種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2018	18006321	H30CREST「××と△△」(総括名)	18006321	独立行政法人科学技術 振興機構	応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ
1～1件 (全1件)							

3) 応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度	2018年度
事業名	戦略的創造研究推進事業 (さきがけ) 「××と△△」領域
公募名	H30CREST「××と△△」(総括名)
課題ID	18006321
採択番号	-
研究開発課題名	見本
状態 (ステータス)	課題状態 応募中
ステータス履歴照会	申請状態 申請中

応募						
状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		閲覧	

第 8 章 提案公募 Q&A

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究代表者は研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

(受講確認と修了申告について)

Q eAPRIN (旧 CITI) ダイジェストを修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。

A クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に受講確認書番号 (数字) 7桁+ARD)が表示されます。

下記の単元を受講し、合格点を取得しました
Took the following lesson and passed.

単元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version >
Responsible Conduct of Research_RCR

受講日(Passed on): 2019/06/13

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930269ARD ←受講確認書番号

氏名(FULL NAME): 柴富林 花子

機関名(ORGANIZATION): APRIN大学

部局名(DEPARTMENT): 理工学部

メールアドレス(Mail Address): aprinhanako@xxx.ac.jp

一般財団法人 公正研究推進協会
Association for promotion of Research integrity

受講確認書見本

Q 過去に、本事業 (または JST の別制度) の提案にあたり、eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を修了しましたが、もう一度受講する必要がありますか。

A 再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された受講確認書番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

(eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版の英語版の受講をお願いします。

※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN (イー・エイプリン)」に名称が変更されました。

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、提案者である研究代表者と協働実施者には実施期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制を構築し、研究開発プロジェクトを推進できることが求められます。

Q 研究代表者と協働実施者を兼務しても構いませんか。

A 兼務は可能です。ただし、『研究開発の責任者』と『社会課題に取り組む当事者の代表』両者の役割を同時に担うことでもあり、十分なエフォートを確保できること、両立しうる資質を有すること等は評価の対象となります。また、プロジェクト終了後の定着・普及活動の担い手となる機関の事業計画も示していただきます。

Q 社会課題に取り組む当事者として複数の機関が参加する場合、それぞれの機関に『社会課題に取り組む当事者の代表』が必要ですか。

A その必要はありません。ただし、1 提案に対して代表者 1 名を決めていただき、『研究開発の責任者』と連名で提案してください。

(技術シーズ)

Q 本プログラムでは既に得られている技術シーズを活用することが求められていますが、どのような技術シーズを想定していますか。範囲や制約などがありますか。

A 自然科学に基づく技術シーズを想定していますので、この想定範囲内でご提案ください。なお、選考においては自然科学の定義が多様であることを考慮します。

Q 多数の技術シーズがある場合、全ての技術シーズを提案書に記載する必要はありますか。

A 代表的な技術シーズを 3 件まで記載してください。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プログラム、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的实践」研究開発プログラム、および SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）の 2022 年度公募とは重複して応募することはできません。また、JST が運用する全ての競争的研究費制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A e-Rad からの応募に機関承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.9 研究機関等の責務等」もよくお読みください。なお、承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータが研究機関あるいはその場所では入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(海外機関との連携について)

Q 海外機関との連携は加点要素となりますが、研究開発を行う上では、積極的に海外機関と連携を推奨されるということですか？

A 将来的に、本プログラムでの研究開発が終了した後、得られた成果を海外機関との連携等によって、国際的に展開できるポテンシャルを持っている課題を評価するという意味です。必要に応じ、研究期間中の海外機関との連携は可としていますが、可能性試験や実証試験の実施先は国内地域と限定しています。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日が都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%（直接経費総額の 50%の額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・ JST（プログラム総括）が本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるとき
なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ／令和 3 年 10 月 1 日改正）では、以下のように例示されています。

1)管理部門に係る経費

- － 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- － 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等
等

2)研究部門に係る経費

- － 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- － 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- － 特許関連経費
 - － 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - － 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - － 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - － 設備の整備、維持及び運営経費
 - － ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - － 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
 - － 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - － 図書館の整備、維持及び運営経費
 - － ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

- － 研究成果展開事業に係る経費
 - － 広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

(他制度での助成等)

Q 様式 5 に記載する現在受けている、あるいは申請中の助成について、「海外機関を含む」とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

A 応募時点において、提案者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになります。競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

（注）委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

(主たる実施者)

Q グループリーダー、主たる実施者の定義を教えてください。

A グループリーダー：

研究開発プロジェクトは複数の研究グループにより構成されます。それぞれのグループを代表する実施者を「グループリーダー」と呼びます。研究代表者や協働実施者もグループリーダーです。

主たる実施者：

JST は、予算執行を行う研究担当者が所属する機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開発費を支出します。委託研究契約を締結する機関ごとに、その機関を代表する 1 名の「研究担当者」を定めます。研究代表者以外の機関の研究担当者を、「主たる実施者」と呼びます。協働実施者も主たる実施者にあたります。

(主たる実施者／グループリーダーの e-Rad への登録について)

Q e-Rad に研究代表者、協働実施者以外に誰を登録する必要がありますか。

A 「主たる実施者」は JST が使う固有名称で、e-Rad 上にはありません。「主たる実施者」については、グループリーダーとして情報登録を行ってください。なお、実施者の登録は不要です。

Q 協働実施者、主たる実施者／グループリーダーの中には e-Rad 研究者番号を持っていない者がいますが、e-Rad への登録は大丈夫でしょうか。

A 提案時に e-Rad 研究者番号が必要なのは研究代表者だけです。そのほか、協働実施者、主たる実施者／グループリーダーまたは実施者等は応募時点では研究者番号は不要です。採択後、必要に応じ e-Rad 研究者番号を取得していただきます。

(コーディネーター、担い手)

Q ソリューション創出フェーズの提案書(様式 6)事業構想に記載するコーディネーター、解決を定着させる担い手、他地域への展開の担い手を、研究代表者や協働実施者が兼務してもよいでしょうか

A コーディネーター、解決を定着させる担い手、他地域への展開の担い手は、最も相応しい方が担当してください。原則として、研究代表者や協働実施者が兼務することは想定していません。ただし、研究代表者や協働実施者がコーディネーター、解決を定着させる担い手、もしくは他地域への展開の担い手を兼務することが最適であれば例外的に認められます。例えば、以下のような場合が考えられます。

- － 協働実施者が自治体に所属する方であり、自治体にて制度化することで解決策の定着を図る場合（協働実施者と解決策を定着させる担い手を兼務）
- － 研究代表者が全国的に活動する NPO に所属しており、研究開発プロジェクト終了後に主体的に解決策の展開を図る場合（研究代表者と他地域への展開の担い手を兼務）

なお、コーディネーター、解決策を定着させる担い手、および他地域への展開の担い手となる方の経歴と役割が、「研究開発計画」および「解決策の定着・他地域への展開の実現の筋書き」の内容と整合していることを選考において確認します。

(年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A JST においては、実施者が研究開発期間を最大限に活用して研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・ 年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
- ・ 年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
- ・ ただし、最終事業年度について研究開発期間終了日が当該事業年度の 3 月末以外の場合は、契約期間終了後 61 日以内で JST が指定する日までに、上記報告書類を提出してください。

※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(採択課題や応募状況について)

Q RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 以下ウェブページを参照ください。

1. 下記 3 プログラム合同、令和 3 年度採択結果プレスリリース

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1525/index.html>

- ・ SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）
- ・ 科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム
- ・ 科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム

2. SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）令和 3 年度採択結果プレスリリース

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1535/index.html>

(英語公募要領と提案書の記載言語について)

Q 英語公募要領も公開されていますが、日本語版と全く同じ内容と理解して良いですか。

A 英語公募要領は日本語公募要領を翻訳し作成したものです。英語版と日本語版で異なる理解が生じた場合、日本語版を正としてください。

Q 提案書は英語で作成しても良いですか。

A 本プログラムでは、日本国内において地域との対話・協働を通し、社会課題の解決に共創的に取り組んでいただきます。そのため、一定程度以上の日本語でのコミュニケーション能力が必要となることから、提案書は日本語で記載されたもののみを受け付けております。

(本プログラムの趣旨に沿った提案書の作成)

Q 本プログラムの趣旨に沿って提案書を作成するにあたり、特に留意すべき点を教えてください。

A 過年度の公募では、優れた内容ではあるがプログラムの趣旨に合わず採択に至らなかった提案がありました。不採択理由として以下の傾向がみられましたので、提案書の作成や見直しの際に参考にしてください。

1) シナリオ創出フェーズに多く見られた不採択理由

- ・社会課題への取り組みよりも、技術シーズの研究開発が前面に出ている。
- ・技術シーズによる課題解決への見通しが弱い。
- ・将来的な他地域展開が殆ど視野に入っていない。
- ・提案された可能性試験を行うにあたり、受益者などの重要なステークホルダーの参画が計画に見られない。
- ・提案内容と対象とする社会問題とのつながりに無理がある。
- ・提案内容は新規性、独創性に欠け、社会的インパクトが弱い。

2) ソリューション創出フェーズにて多く見られた不採択理由

- ・社会課題への取り組みよりも、技術シーズの研究開発が前面に出ている。
- ・プロジェクト終了後の他地域展開が殆ど視野に入っていない。
- ・提案された実証試験を行うにあたり、受益者などの重要なステークホルダーの参画が計画に見られない。

第 9 章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については「4.2 研究開発期間」「4.3 研究開発費（直接経費）」をご参照ください。

＜注意＞

提案書様式は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズで異なります。必ず応募するフェーズの様式を使用してください。

提案書作成後、e-Rad へアップロードする際には PDF 形式への変換が必要です。PDF 形式への変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。また、変換後の PDF ファイルは文字化けなどエラーが発生する可能性があるため、必ず一度ファイルを開いてエラーが無いことを確認してください。

※シナリオ創出フェーズへの応募にあたっては、「【シナリオ】様式 1～5」について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※ソリューション創出フェーズへの応募にあたっては、「【ソリューション】様式 1～6」について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※外字や特殊文字等を使用すると、PDF ファイルにファイル形式を変換した際にページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード可能）を参照してください。

※文字のサイズは図表の中をのぞいて原則 10.5 ポイント以上を厳守し、レイアウトについては、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

※網掛け部分は説明や記入例です。提出時には削除してください。

【シナリオ創出フェーズ】

※記載用様式（Word 版）は JST サイトまたは e-Rad サイトからダウンロードしてください。

2022【シナリオ】様式 1 提案

※ 3、4 枚程度でわかりやすく記述してください。フォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

プロジェクト名	プロジェクト名（e-Rad に入力した研究開発課題名）を記入(30 字程度)	
研究開発期間	（ ）年間（最大 2 年間）	
研究代表者 氏名	（フリガナ）	
	（漢字等）	
生年月日 （西暦）		
所属機関		
部局		
職名		
住所	〒	
電話番号		
緊急連絡先	（携帯電話など）	
E-mail		
協働実施者 氏名	（フリガナ）	
	（漢字等）	
生年月日 （西暦）		
所属機関		
部局		
職名		
住所	〒	
電話番号		
緊急連絡先	（携帯電話など）	
E-mail		

研究開発活動	社会課題・目的	各項目についてそれぞれ 200 字程度にまとめてください。 (1) 解決しようとする社会課題の概略 (2) SDGs 達成のビジョン（目指すべき姿） 特に優先する SDGs ゴールを記載して下さい（複数可）。 (3) ビジョン達成に向けた共創の重要性の認識・共有 ビジョン達成に向け、共創の重要性をステークホルダー間でどのように認識・共有しているか記載して下さい。特に、可能性試験を実施する地域との関係性について記載してください。 (4) 対象とする特定の地域の社会課題やその検討状況 当該地域で社会課題が生じている原因や背景について、現在検討されている範囲でわかっていることを記載して下さい。 (5) プロジェクト実施地域として対象地域が適切である理由 大学等の所在地であることや、先行して取り組みを実施しているなどの理由の他に、プロジェクト実施地域が「可能性試験の実施地域」や「他地域展開に向けたモデル地域」としての有効である理由を記載して下さい。 (6) 提案される技術シーズを用いての社会課題への取り組みを希望する理由 主に『社会課題に取り組む当事者の代表』が記載して下さい。
		(7) キーワード（自由記入）
	方法	(1) 目標とその達成方法の概要（基になる研究開発成果は様式 2 参照） ・研究開発支援を受ける期間中の目標を記載してください。 ・目標の達成方法について、具体的な実施項目と実施項目毎の期間・対象（人・組織・地域等）を箇条書きで示してください。 ・本提案以外で進行している社会課題解決に向けた取り組みの有無、他で進行する取り組みがある場合はそれらと比較した本提案の基となる研究開発成果の差異を説明してください。 ・可能性試験の実施計画を具体的に示してください。（規模、参画者、実施場所等） ・全体で 300 字程度にまとめてください。

		資金	総額	(千円)	初年度 (2022 年度)	(千円)
			(2) 研究開発費の主な使途と金額 (千円)			
			主な業務項目別に概算金額を記載してください。			
効果		(1) 研究開発活動の対象・受益者 社会課題の解決によってどのような便益が誰にもたらされるか、便益を享受する人々から社会課題解決のためにどのような協力を得ることを想定しているかを100 字程度にまとめて記述してください。				
		(2) 国内の他の地域への展開 プロジェクト終了後に国内の他の地域へ展開するために、研究開発期間から取り組む事を、100 字程度にまとめて記載して下さい。				
		(3) プロジェクト終了後の継続性 プロジェクト終了後、どのように研究開発活動を継続するのかを簡潔に記載してください。				
		(4) 本プログラムが果たす役割 本プログラムの支援がない場合の問題について簡潔に書いてください。				

	協力組織	プロジェクトに協力する関与者・組織を記載してください。
若手・女性の研究者等の積極的参画 社会課題解決の受益者は非常に多様であるため、研究開発プロジェクトの実施者にも若手研究者や女性研究者等多様な実施者が参加し、ボトルネックの特定や社会実態に即した解決策の検討を行う事が期待されます。本提案において、多様性や人材育成などの観点から、若手や女性の研究者・実施者の積極的参画にむけた工夫があれば、その内容を記述してください。		
新型コロナウイルス感染症拡大によって生じている社会課題の解決への貢献 新型コロナウイルス感染症の拡大によって多くの社会課題が顕在化しており、その解決への貢献も期待されます。プロジェクト実施により、貢献できる要素があれば、その内容を記載してください。		
【備考】		

2022【シナリオ】様式2 研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ

- ※ 1つの技術シーズにつき本ページを含め2枚以内にまとめて記述してください。フォントは10.5ポイント以上を厳守してください。
- ※ 複数の技術シーズがある場合は重要なものから順に3つ、計6枚まで記載してください。
- ※ 技術シーズが既にあることが応募要件となっていますので簡潔かつわかりやすく記載してください。

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

技術シーズの 名称（概要、課 題名）			
技術シーズ 開発者	研究者番号		
	氏名		
	所属・役職		
	研究分野		
提供を受けた 公的資金名			
報告書、 URL など	・ URL が無い場合は、掲載された雑誌、特許、本などを明記してください。 ・ 別途、コピー等の送付をお願いする場合があります。		
知的財産権 の有無	・ 出願番号などを記入してください。		
使用 許諾権	・ 技術シーズの所有者や特許権者から、研究開発活動に関する使用許諾を得ているか、まだ得ていない場合はその見込みや進捗状況を記載してください。		
参考 文献			
研究代表者 (協働実施者) との関係			

技術シーズの 概要	・ 技術シーズの概要について記述してください。 <ポイント> ・ 専門家以外にも分かるように平易な文章で記述してください。 ・ 必要に応じて、図表を用いても構いません。 ・ プロトタイプを試作やフィールドテストの経験があれば記載してください。
----------------------	--

2022【シナリオ】様式 3.1 研究開発プロジェクトの計画（1）

1. 計画表 ※1枚以内にまとめて記載してください。

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

研究開発項目	初年度 (2022年10月 ～2023年3月)	2年度 (2023年4月～2024年3月)	最終年度 (2024年4月 ～2024年9月)	研究開発期間終了後の展開
大項目 A			シナリオ作成	
中項目 A-1 〇〇グループ				
中項目 A-2 △△グループ				
大項目 B				
中項目 B-1 〇〇グループ				
中項目 B-2 △△グループ				
大項目 C				
中項目 C-1 〇〇グループ				
中項目 C-2 △△グループ				
大項目 D				
中項目 D-1 〇〇グループ				
中項目 D-2 △△グループ				

↑
年次報告
(次年度計画)

↑
年次報告
(次年度計画)

↑
終了報告書
(シナリオ)

計画表中の記載は例示です。

これまでの経緯や背景と研究開発支援を受ける期間中の目標も踏まえて、上記の計画表（概要）を作成してください。大項目は、「様式 1 提案」の「期間中の目標と達成」に記載した実施項目と同じにしてください。

＜ポイント＞

- ・ PDCA（特に C（Check）の時期・観点・方法等）、KPI（効果測定のための分かりやすい指標）を考慮して、主となる計画を記述してください。
- ・ 四半期、上下期、年度などの区切りよりも、活動の進捗を考慮してスケジュールを作成してください。
- ・ シナリオ創出フェーズ期間中に重点をおいて具体的なマイルストーン（時期、KPI など）を記入してください。また、SDGs の達成のビジョンをイメージし、研究開発期間終了後も見据えた計画としてください。
- ・ 研究開発開始後（2022 年 10 月以降）速やかにプログラム総括による研究開発実施場所訪問（サイトビジット）を行います。プログラム総括等によるサイトビジット（年 1 ～ 2 回程度）を希望する時期を計画表に記載してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害など、やむを得ない事由が生じた場合は、サイトビジットの延期やオンライン開催などの代替手段によって実施されることがあります。

2022【シナリオ】様式 3.1 研究開発プロジェクトの計画（1）

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

2. 計画表の説明

※ 2枚以内にまとめて記述してください。フォントは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

- ・様式 3.1 研究開発プロジェクトの計画（1）の 1. 計画表で示した実施項目（大項目および中項目）について、資金計画との整合性を読み取れるように、実施内容を具体的に記載してください。
- ・各実施項目について、研究開発に取り組む主体（「研究代表者」、「協働実施者」、「コーディネーター」、「その他（氏名）」、など）を記載してください。
- ・シナリオの創出と研究開発期間終了後を見据えたマイルストーンについても、時期を明記し、できるだけ定量的に説明してください。なお、ソリューション創出フェーズへの応募を予定されている場合は、その旨、記載してください。
- ・プロジェクト終了後も具体的な担い手（『社会課題に取り組む当事者の代表』等）が事業を継続できる研究開発計画・体制も記述してください。また、提案段階で不足している研究部門や社会実装の主体があれば、いつまでにどのような個人・組織との連携を目指すのか、あわせて記載してください。
- ・本提案により創出される価値について明確にしたうえで、具体的な到達点と、そこに至るまでの PDCA や KPI 等を記述してください。

2022【シナリオ】様式 3.2 研究開発プロジェクトの計画（2）

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 資金計画

※下記の表と主要費用項目の説明をあわせて **1 枚以内にまとめて記載**してください。

※主要費用項目の説明のフォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

単位：千円

研究開発費 (直接経費)	初年度 (2022 年 10 月 ～2023 年 3 月)	2 年度 (2023 年 4 月 ～2024 年 3 月)	最終年度 (2024 年 4 月 ～2024 年 9 月)	合計
物品費				
旅費				
人件費・謝金				
その他				
合計				

主要費用項目の説明：

- ・ 主要費用項目の用途目的を説明してください（単位：千円）。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。
- ・ 2022 年度はその研究開発期間に応じて研究開発費を配分してください。なお、研究開発期間は 2024 年 9 月までです。
- ・ 間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。
- ・ 各費目において支出可能な経費の詳細は、「5.5 研究開発費」をご参照ください。

（注意）シナリオ創出フェーズは、直接経費が、400～600 万円程度／年（12 ヶ月）です。例えば、400 万円／年を希望される場合は、初年度（約 200 万円）、2 年度（約 400 万円）、最終年度は約 200 万円となり 2 年間（24 ヶ月）で約 800 万円となるよう計画してください。また、研究開発費は提案内容・研究開発計画および採択方針に応じて調整を行う場合があります。

2022【シナリオ】様式 3. 2 研究開発プロジェクトの計画（2）

※ 2. 研究開発費（直接経費）の内訳と 3. 特記事項をあわせて 1 枚以内にまとめて記載してください。

※ 3. 特記事項のフォントは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

2. 研究開発費（直接経費）の内訳（2022 年度）

研究機関名	費目	品名	積算根拠（単価・個数等）	概算額 （千円）
研究機関名	物品費	ソフトウェア	@ 80,000×1 個	80
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@ 1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ケ月	720
	その他			
研究機関名	物品費	ソフトウェア	@80,000×1 個	80
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@ 1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ケ月	720
	その他			

2022 年度（6 ケ月分）の主な用途について、研究開発費の内訳を JST からの研究費の配分を必要とする参画機関（契約予定機関）毎に記入してください。

※JST では提案課題の選考と並行して研究契約締結のための事前調査を実施しています。本項に 2022 年度の契約予定機関として記載の無かった機関とも採択後の契約締結は可能ですが、事前調査が研究開始に間に合わず、当該機関との契約締結が遅れる可能性があります。なお、契約のための事前調査の結果は、提案課題の選考の経過・結果に影響を与えるものではありません。

3. 特記事項

※ その他、費用面で特記すべき項目を記入してください。

2022【シナリオ】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 研究代表者、協働実施者

※2 枚以内にまとめて記載してください。フォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

(1) 研究代表者 氏名：

研究代表者の略歴：

- ・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(2) 協働実施者 氏名：

協働実施者の略歴：

- ・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(3) 研究代表者と協働実施者のこれまでの関係

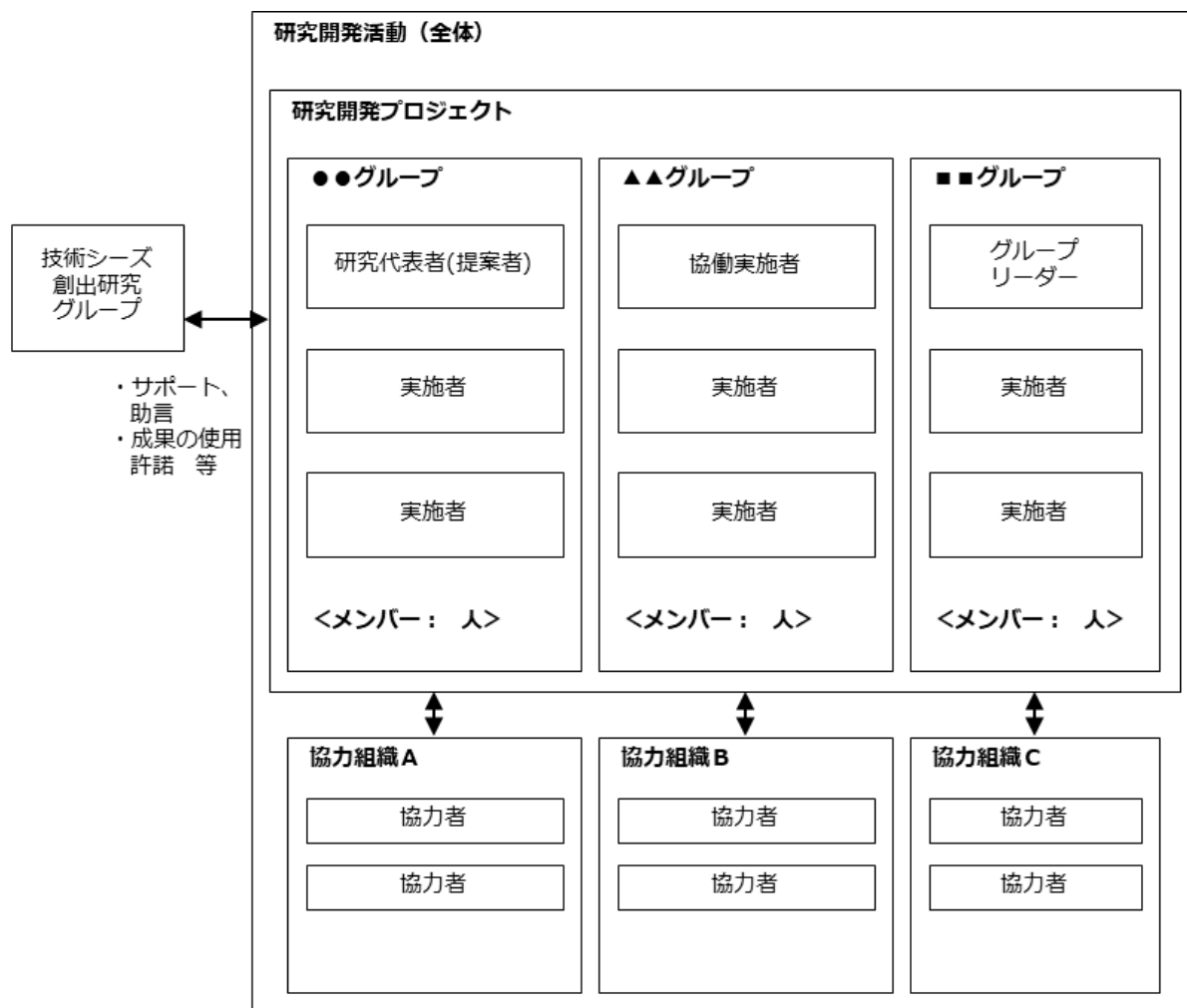
- ・研究代表者と協働実施者がこれまで共同で活動した実績などを記載してください。

2022【シナリオ】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

2. 研究開発プロジェクト組織図

※1 枚以内にまとめて記載してください。



- ・上の研究開発プロジェクト組織図を参考にプロジェクト全体の組織図を作成してください。
- ・「第5章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について」、「第8章 提案公募 Q&A」も参照ください。
- ・研究代表者が協働実施者を兼務する場合は、該当グループは削除してください。兼務する場合は「4.5.2 提案者の要件」「第8章 提案公募 Q&A」も参照ください。

2022【シナリオ】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

3. 研究開発組織の位置づけ

※1 枚以内にまとめて記載してください。フォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

- ・ 研究開発に関わる全体の組織の中での各グループ、組織の位置づけを説明してください。
- ・ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください（「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」「第8章 提案公募 Q&A」参照）。
- ・ 地域における対話・協働を行うステークホルダーとの関係性構築と活動状況についても説明してください。

2022【シナリオ】様式5 他制度での助成等

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 他制度で受けている助成

- 現在受けている、あるいは申請中の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団、海外機関を含む）について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを記入してください。
- 申請中のものについては、課題名の欄に「申請中」と明記してください。申請結果が決定され、受給開始前のものについて、「受給予定」と明記してください。

研究代表者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間 (年度)	研究開発費 (直接経費)		役割 (代表/分担)	エフォート (%)
SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ）	(本提案)	2022 ～ 2024	期間全体	7,000 千円	研究代表者	30
			2022 年度	1,500 千円		
			2023 年度	4,000 千円		
			2024 年度	1,500 千円		
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 ～ 2024	期間全体	6,000 千円	代表	10
			2022 年度	2,000 千円		
			2023 年度	2,000 千円		
			2024 年度	2,000 千円		
(申請中) ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022	期間全体	1,000 千円	分担	5
			2022 年度	1,000 千円		
			2023 年度	0 千円		
			2024 年度	0 千円		

協働実施者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間 (年度)	研究開発費 (直接経費)		役割 (代表/分担)	エフォート (%)
SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ）	(本提案)	2022 ～ 2024	期間全体	3,000 千円	協働実施者	30
			2022 年度	1,000 千円		
			2023 年度	1,000 千円		
			2024 年度	1,000 千円		

社会技術研究開発事業 研究開発プロジェクト提案書【SOLVE-シナリオ】

科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 ~ 2024	期間全体	6,000 千円	代表	10
			2022 年度	2,000 千円		
			2023 年度	2,000 千円		
			2024 年度	2,000 千円		
(申請中) ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 ~ 2023	期間全体	1,000 千円	分担	5
			2022 年度	700 千円		
			2023 年度	300 千円		

2. 他制度で受けている助成と本提案の位置づけ

- ・ 採択中、あるいは申請中の他制度の助成と本プログラムとの関係、配分などを説明してください。
- ・ 本プログラムと関係があれば、中断された助成も含めて記入してください。
- ・ プログラム名、制度名、代表／分担などの役割を記入してください。
- ・ メンバーが重複する場合には、その旨も記入してください。

【ソリューション創出フェーズ】

※記載用様式（Word 版）は JST サイトまたは e-Rad サイトからダウンロードしてください。

2022【ソリューション】様式 1 **提案概要**

※3、4 枚程度でわかりやすく記述してください。フォントは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

プロジェクト名	プロジェクト名（e-Rad に入力した研究開発課題名）を記入(30 字程度)	
研究開発期間	() 年間（最大 3 年間）	
研究代表者 氏名	(フリガナ)	
	(漢字等)	
生年月日 (西暦)		
所属機関		
部局		
職名		
協働実施者 氏名	(フリガナ)	
	(漢字等)	
生年月日 (西暦)		
所属機関		
部局		
職名		
住所	〒	
電話番号		
緊急連絡先	(携帯電話など)	
E-mail		
研究開発活動	社会課題・目的	各項目についてそれぞれ 200 字程度にまとめてください。 (1) 解決しようとする社会課題の概略 (2) 2030 年までに目指すべき社会の姿（ビジョン） (3) 提案される技術シーズを用いての社会課題への取り組みを希望する理由 (3) は主に『社会課題に取り組む当事者の代表』が記載してください。

		(4) キーワード (自由記入)				
	方法	期間中の目標と達成方法	(1) 目標とその達成方法の概要 (基になる研究開発成果の詳細は様式 2 参照) - 研究開発支援を受ける期間中の目標を記載してください。 - 目標の達成方法について、具体的な実施項目と実施項目毎の期間・対象 (人・組織・地域等) を箇条書きで示してください (実証試験の内容を含む)。 - 提案者以外のグループで進行している本提案に関連する社会課題の解決に向けた取り組みの有無と、他で進行する取り組みがある場合はそれらと比較した本提案の優位性を説明してください。 - 全体で 300 字程度にまとめてください。			
		資金	総額	(千円)	初年度 (2022 年度)	(千円)
			(2) 研究開発費の主な使途と金額 (千円) 主な業務項目別に概算金額を記載してください。			
効果	(1) 研究開発活動の対象・受益者 社会課題の解決によってどのような便益が誰にもたらされるか、便益を享受する人々から社会課題解決のためにどのような協力を得ることを想定しているかを 100 字程度にまとめて記載してください。					
	(2) 国内の他の地域への展開 プロジェクト終了後に国内の他の地域へ展開するために、研究開発期間から取り組む事を、100 字程度にまとめて記載して下さい。					

	(3) プロジェクト終了後の継続性 プロジェクト終了後に『社会課題に取り組む当事者の代表』がどのように研究開発活動を継続するのかを簡潔に記載してください。
	(4) 本プログラムが果たす役割 本プログラムの支援がない場合の問題について簡潔に書いてください。
協力組織	・ ・ プロジェクトに協力する関与する組織を記載してください。

若手・女性の研究者等の積極的参画

社会課題解決の受益者は非常に多様であるため、研究開発プロジェクトの実施者にも若手研究者や女性研究者等多様な実施者が参加し、ボトルネックの特定や社会実態に即した解決策の検討を行う事が期待されます。本提案において、多様性や人材育成などの観点から、若手や女性の研究者・実施者の積極的参画にむけた工夫があれば、様式6に記載の内容を簡潔にまとめ記載して下さい。

新型コロナウイルス感染症拡大によって生じている社会課題の解決への貢献

新型コロナウイルス感染症の拡大によって多くの社会課題が顕在化しており、その解決への貢献も期待されます。プロジェクト実施により、貢献できる要素があれば、その内容を記載してください。

【備考】

選考過程におけるシナリオ創出フェーズへの移行について(※)、下記いずれかを選択してください。

評価者からフェーズを移行して選考を継続する事を提案された場合、シナリオ創出フェーズへ移行して選考を継続する事を（希望します ・ 希望しません）。

※フェーズ移行についての詳細は「4.9 選考過程における研究開発フェーズの移行について」を参照下さい。

2022【ソリューション】様式 2 研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ

- ※ 1つの技術シーズにつき本ページを含め2枚以内にまとめて記述してください。フォントは10.5ポイント以上を厳守してください。
- ※ 複数の技術シーズがある場合は重要なものから順に3つ、計6枚以内にまとめて記載してください。
- ※ 技術シーズが既にあることが応募要件となっていますので簡潔かつわかりやすく記載してください。

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

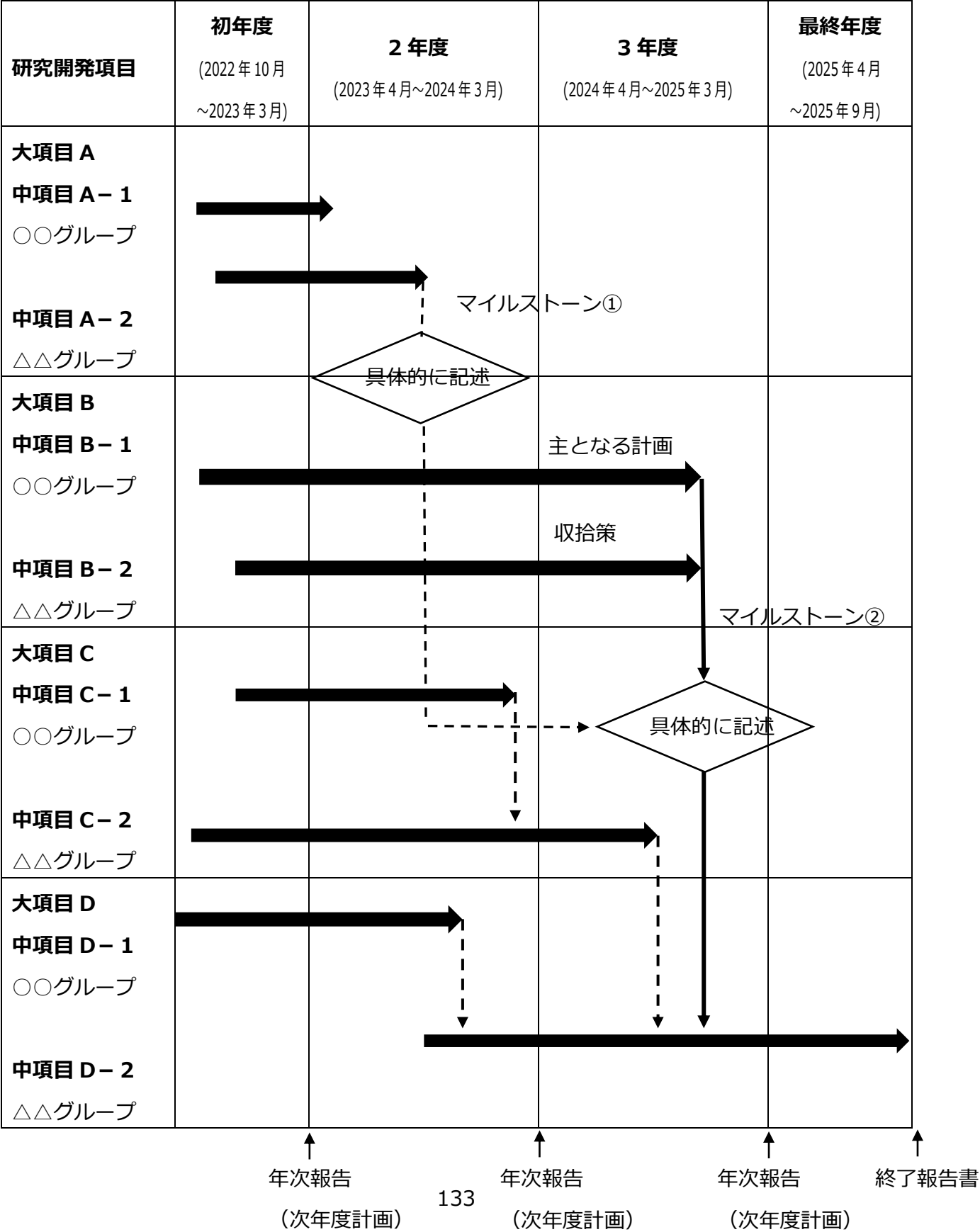
技術シーズの 名称（概要、課 題名）			
技術シーズ 開発者	研究者番号		
	氏名		
	所属・役職		
	研究分野		
提供を受けた 公的資金名			
報告書、 URL など	・ URL が無い場合は、掲載された雑誌、特許、本などを明記してください。 ・ 別途、コピー等の送付をお願いする場合があります。		
知的財産権 の有無	・ 出願番号などを記入してください。		
使用 許諾権	・ 技術シーズの所有者や特許権者から、研究開発活動に関する使用許諾を得ているか、まだ得ていない場合はその見込みや進捗状況を記載してください。		
参考文献			
研究代表者 （協働実施者） との関係			
技術シーズの 概要	・ 技術シーズの概要について記述してください。 <ポイント> ・ 専門家以外にも分かるように平易な文章で記述してください。 ・ 必要に応じて、図表を用いても構いません。 ・ プロトタイプの試作やフィールドテストの経験があれば記載してください。		

技術シーズ の概要	前ページに続けてこの範囲で記入してください。
----------------------	-------------------------------

2022【ソリューション】様式 3. 1 研究開発プロジェクトの計画（1）

1. 計画表 ※1枚以内にまとめて記載してください。

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。



計画表中の記載は例示です。

これまでの経緯や背景と研究開発支援を受ける期間中の目標も踏まえて、上記の例示を参考に計画表（概要）を作成してください。大項目は、「様式 1 提案」の「期間中の目標と達成」に記載した実施項目と同じにしてください。

＜ポイント＞

- ・ PDCA（特に C（Check）の時期・観点・方法等）、KPI（効果測定のための分かりやすい指標）を考慮して、主となる計画を記述してください。
- ・ 四半期、上下期、年度などの区切りよりも、活動の進捗を考慮してスケジュールを作成してください。
- ・ 具体的なマイルストーン（時期、KPI など）を記入してください。
- ・ 達成できなかった場合のリスクヘッジである収拾策を記述してください。
- ・ 研究開発開始後（2022 年 10 月以降）速やかにプログラム総括による研究開発実施場所訪問（サイトビジット）を行います。プログラム総括等によるサイトビジット（年 1 ～ 2 回程度）を希望する時期を計画表に記載してください。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害など、やむを得ない事由が生じた場合は、サイトビジットの延期やオンライン開催などの代替手段によって実施されることがあります。
- ・ 研究開発期間は 2022 年 10 月から 3 年間（2025 年 9 月までの 36 ヶ月）ですが、2025 年度末（2026 年 3 月までの 42 ヶ月）まで延長することが可能です。ただし、最終年度の秋以降は終了時評価が並行します。また、研究開発期間を延長した場合でも、予算総額は 36 ヶ月分を上限とし、延長期間分について追加の予算措置は行いません。

2022【ソリューション】様式 3. 1 研究開発プロジェクトの計画（1）

2. 計画表の説明

※ 2枚以内にまとめて記述してください。フォントは10.5ポイント以上を厳守してください。

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

- ・ 様式 3. 1 研究開発プロジェクトの計画（1）の1. 計画表で示した実施項目（大項目および中項目）について、資金計画との整合性を読み取れるように、実施内容を具体的に記載してください。
- ・ 各実施項目について、研究開発に取り組む主体（「研究代表者」、「協働実施者」、「コーディネーター」、「その他（氏名）」、など）を記載してください。
- ・ マイルストーンについても、時期を明記し、できるだけ定量的に説明してください。
- ・ 本提案により創出される価値について明確にしたうえで、具体的な到達点と、そこに至るまでのPDCAやKPI、主となる計画とリスクヘッジである収拾策を記述してください。
- ・ また、提案段階で不足している研究部門や社会実装の主体があれば、いつまでにどのような個人・組織との連携を目指すのか、あわせて記載してください。

2022【ソリューション】様式 3.2 研究開発プロジェクトの計画（2）

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 資金計画

※下記の表と主要費用項目の説明をあわせて **1 枚以内にまとめて記載**してください。

※主要費用項目の説明のフォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

単位：千円

研究開発費 (直接経費)	初年度 (2022.10月~2023.3)	2 年度 (2023.4~2024.3)	3 年度 (2024.4~2025.3)	最終年度 (2025.4~2025.9)	合計
物品費					
旅費					
人件費・謝金					
その他					
合計					

主要費用項目の説明：

- ・ 主要費用項目の使途目的を説明してください（単位：千円）。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。
- ・ 2022 年度と最終年度は、その研究開発期間に応じて研究開発費を配分してください。なお、研究開発期間は 2022 年 10 月から 3 年間（2025 年 9 月までの 36 ヶ月）ですが、2025 年度末（2026 年 3 月までの 42 ヶ月）まで延長することが可能です。ただし、最終年度の秋以降は終了時評価が並行します。また、研究開発期間を延長した場合でも、予算総額は 36 ヶ月分を上限とし、延長期間分について追加の予算措置は行いません。
- ・ 間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。
- ・ 各費目において支出可能な経費の詳細は、「5.5 研究開発費」をご参照ください。

2022【ソリューション】様式 3.2 研究開発プロジェクトの計画 (2)

※ 2. 研究開発費（直接経費）の内訳と 3. 特記事項をあわせて 1 枚以内にまとめて記載してください。

※ 3. 特記事項のフォントは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

2. 研究開発費（直接経費）の内訳（2022 年度）

研究機関名	費目	品名	積算根拠（単価・個数等）	概算額 （千円）
研究機関名	物品費	ソフトウェア	@16,000×1 個	16
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ケ月	720
	その他			
研究機関名	物品費	ソフトウェア	@16,000×1 個	16
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ケ月	720
	その他			

2022 年度（6 ケ月分）の主な用途について、研究開発費の内訳を、JST からの研究費の配分を必要とする参画機関（契約予定機関）毎に記入して下さい。

※JST では提案課題の選考と並行して研究契約締結のための事前調査を実施しています。本項に 2022 年度の契約予定機関として記載の無かった機関とも採択後の契約締結は可能ですが、事前調査が研究開始に間に合わず、当該機関との契約締結が遅れる可能性があります。なお、契約のための事前調査の結果は提案課題の選考の経過・結果に影響を与えるものではありません。

3. 特記事項

※ その他、費用面で特記すべき項目を記入してください。

2022【ソリューション】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 研究代表者、協働実施者

※2枚以内にまとめて記載してください。フォントは **10.5 ポイント以上** を厳守してください。

(1) 研究代表者 氏名：

研究代表者の略歴：

- ・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(2) 協働実施者 氏名：

協働実施者の略歴：

- ・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

(3) 研究代表者と協働実施者のこれまでの関係

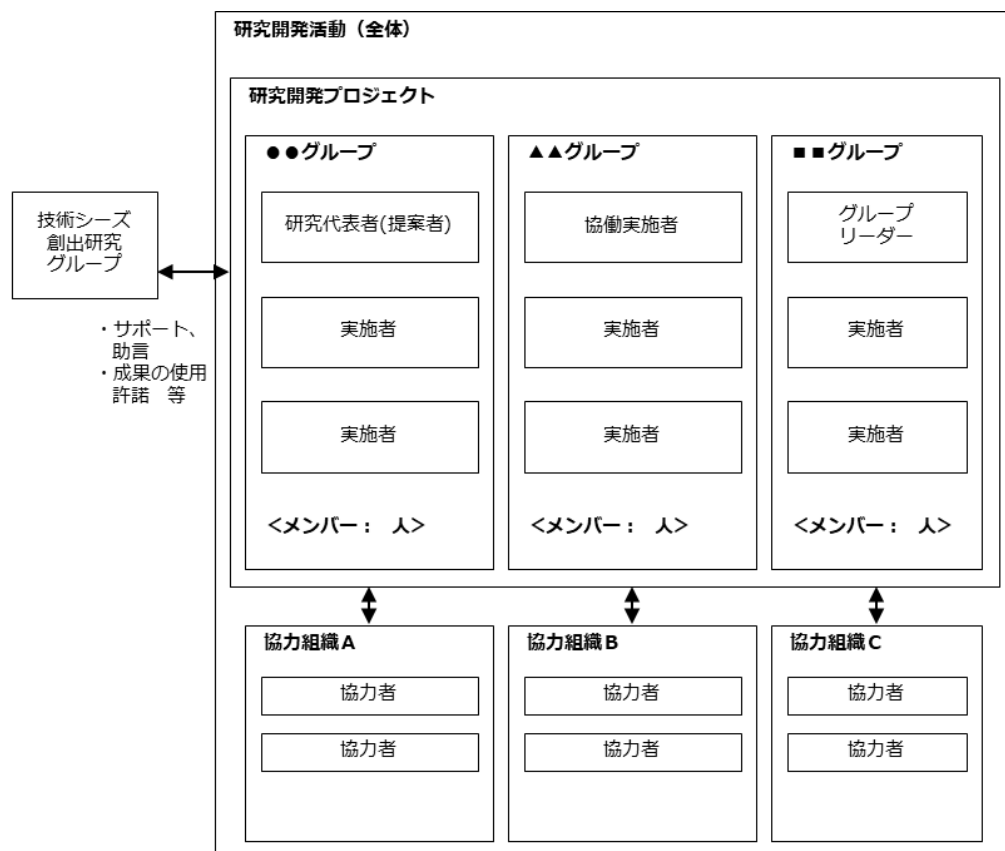
- ・研究代表者と協働実施者がこれまで共同で活動した実績などを記載してください。

2022【ソリューション】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

2. 研究開発プロジェクト組織図

※1 枚以内にまとめて記載してください。



- 上図を参考にプロジェクト全体の組織図を作成してください。
- 研究代表者が協働実施者を兼務する場合は、該当グループは削除してください。兼務する場合は「4.5.2 提案者の要件」「第8章 提案公募 Q&A」も参照ください。
- 研究開発の基となる技術シーズを創出した者が誰か分かるように、研究グループに記入してください。当該の者とプロジェクト内の者が同一の場合は、研究グループの項目にも同一の氏名を記入してください。
- 「第5章 社会技術研究開発事業における研究開発の推進等について」、「第8章 提案公募 Q&A」も参照ください。

2022【ソリューション】様式 4 研究開発プロジェクトの組織体制

3. 研究開発組織の位置づけ

※1 枚以内にまとめて記載してください。フォントは **10.5 ポイント以上**を厳守してください。

- ・ 研究開発に関わる全体の組織の中での各グループ、組織の位置づけを説明してください。
- ・ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください（「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」「第8章 提案公募 Q&A」参照）。
- ・ 実証地域との関係性構築および他地域展開に向けたネットワーク構築と、他地域展開を見据えた企業や団体などとのコーディネート活動の状況についても説明してください。

2022【ソリューション】様式 5 他制度での助成等

グレー網かけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

1. 他制度で受けている助成

(1) 研究代表者（提案者）氏名：

制度名	課題名 (プロジェクト名)	期間 (年度)	研究開発費 (直接経費)		役割 (代表 /分担)	エフォート (%)
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（ソリューション創出フェーズ）	(本提案)	2022 年 ～ 2025 年	期間全体	28,000 千円	研究代表者	30
			2022 年度	4,500 千円		
			2023 年度	10,000 千円		
			2024 年度	8,000 千円		
			2025 年度	5,500 千円		
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 年 ～ 2024 年	期間全体	6,000 千円	代表	10
			2022 年度	2,000 千円		
			2023 年度	2,000 千円		
			2024 年度	2,000 千円		
			2025 年度	0 千円		
(申請中) ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 年	期間全体	1,000 千円	分担	5
			2022 年度	1,000 千円		
			2022 年度	0 千円		
			2023 年度	0 千円		
			2024 年度	0 千円		

- 研究代表者が現在受けている、あるいは申請中の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団、海外機関を含む）について、本プログラムを含め、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを記入してください。
- 申請中のものについては、課題名の欄に「申請中」と明記してください。申請結果が決定され、受給開始前のものについて、「受給予定」と明記してください。
-

(2) 協働実施者（提案者）氏名：

制度名	課題名 (プロジェクト名)	期間 (年度)	研究開発費 (直接経費)		役割 (代表 /分担)	エフォート (%)
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（ソリューション創出フェーズ）	(本提案)	2022 年 ～ 2025 年	期間全体	28,000 千円	協働実施者	30
			2022 年度	4,500 千円		
			2023 年度	10,000 千円		
			2024 年度	8,000 千円		
			2025 年度	5,500 千円		
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 年 ～ 2024 年	期間全体	6,000 千円	代表	10
			2022 年度	2,000 千円		
			2023 年度	2,000 千円		
			2024 年度	2,000 千円		
			2025 年度	0 千円		
(申請中) ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	2022 年	期間全体	1,000 千円	分担	5
			2022 年度	1,000 千円		
			2023 年度	0 千円		
			2024 年度	0 千円		
			2025 年度	0 千円		

- ・ 協働実施者が現在受けている、あるいは申請中の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団、海外機関を含む）について、本プログラムを含め、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを記入してください。
- ・ 申請中のものについては、課題名の欄に「申請中」と明記してください。申請結果が決定され、受給開始前のものについて、「受給予定」と明記してください。

2. 他制度で受けている助成と本提案の位置づけ

- ・ 採択中、あるいは申請中の他制度の助成と本提案との関係を説明してください。
- ・ 本プログラムと関係があれば、中断された助成も含めて記入してください。
- ・ プログラム名、制度名、代表／分担などの役割を記入してください。
- ・ メンバーが重複する場合には、その旨も記入してください。

2022【ソリューション】様式 6 補足説明資料

様式 6 では 2030 年までに実現すべきビジョン（社会像）と、そこに至るまでのロードマップ、2030 年までに実証試験の実施地域以外にも展開して SDGs を達成するための事業構想（シナリオ）について記載頂きます。

シナリオの全体像は下記の概要図の通りです。それぞれのシナリオを構成する各要素については、図中に提示の様式 6 の各項目に具体的に記載して下さい。

※本ページは提案書作成のための補足説明です。提案書提出の際には削除して下さい。



図：事業構想（シナリオ）全体構成概要

2022【ソリューション】様式 6 事業構想（シナリオ）

※12 枚以内で記載してください。フォントは 10.5 ポイント以上を厳守してください。

グレー網掛け部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

事業構想

1. 社会課題と目指すべき姿（ビジョン）

（1）地域における社会課題

研究開発を実施する地域の社会問題について、当該地域において社会課題が生じている原因や背景は何で、何がボトルネックであり、何に取り組むべきであるのか、具体的に記述してください。また、本プログラムを実施する地域として、大学等の所在地であることや、先行して取り組みを実施しているなどの理由の他に、「実証試験の実施地域」や「他地域展開に向けたモデル地域」としての有効である理由をあわせて記載して下さい。

（2）目指すべき姿（ビジョン）

「社会課題に取り組む当事者の代表（協働実施者）」が描く独自の目指すべき社会像を具体的に記述してください。

誰が、どの組織が、どの組織と協働して、どの地域において、どのような受益者に対して、何を提供することで、共創的に目指す社会像の実現を行うか、具体的に記述してください。

（3）ビジョンを実現することによる価値創造

（3）－1 環境、社会、経済の各側面における価値創造

ビジョンを実現することで創造される価値を環境、社会および経済の側面からそれぞれ記述してください。

「（2）目指すべき姿（ビジョン）」と重複した記述があっても構いません。

また、それぞれの価値創造をめざすにあたり優先する SDGs の 17 のゴールや 169 のターゲット（SDGs の趣旨から、複数課題の同時解決をめざす視点を踏まえてください）と、相反しないように留意する SDGs の 17 のゴールや 169 のターゲットを記載してください。

	創造される価値	優先する SDGs のゴールや ターゲット	相反に留意する SDGs のゴールや ターゲット
環境面	例えば、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、水や大気環境、などの切り口が想定されます。		

社会面	例えば、防災、健康、少子高齢化への対応、社会的連帯、などの切り口が想定されます。		
経済面	例えば、雇用創出、新産業創出、社会的コストの低減、などの切り口が想定されます。		

（３）－２ 特に優先する目標群（ゴール）

SDGs の 17 のゴールや 169 のターゲットは相互に関連するものが多く、**ゴールやターゲットを組み合わせ**た統合的な取り組みが求められます。

上述の「（３）－１ 環境面、社会面、経済面の各側面における創造される価値」に記載された「優先する SDGs のゴールやターゲット」を基に、ビジョンを実現するために特に優先して活用する目標群（ゴール）について記述してください。ゴールだけでなくターゲットを用いても構いません。記載に当たっては、SDGs の趣旨から、複数課題の同時解決をめざす視点を踏まえてください。

（３）－３ 相反しないように留意する目標群（ゴール）

上述の「（３）－１ 環境面、社会面、経済面の各側面における創造される価値」に記載された「相反に留意する SDGs のゴールやターゲット」を基に、ビジョンを実現することで相反してしまう懸念のある目標群（ゴール）について記載してください。また、**相反しないように（トレードオフにならないように）するための対策についても検討し**、提案者の考えを記述してください。ゴールだけでなくターゲットを用いても構いません。

２．解決策

（１）社会課題を解決する方法、技術シーズの活用法

ビジョンを実現するためにどのように取り組むのか、その方法について記述してください。さらに、その中で技術シーズがどのように活用されるのかについても記述してください。

（２）解決策の優位性

（２）－１ 受益者側から見た優位性

受益者は他の解決策ではなく、提案者の解決策を選ぶのはなぜか。提案者のグループ以外で進行している社会課題解決に向けた取り組みがある場合は、その取り組みと比較して何が異なるのか記述してください。優位性は技術シーズの独自性ではなく、解決策の効果の観点から示してください。また、優位性の根拠が現時点で根拠が不足している場合は、今後どのように示す予定か記載してください。

(2) - 2 展開の可能性

提案者のグループ以外で行われてきた取り組みとの差別化の内容が、特定の地域のみには通用するものではなく、地域性を踏まえた上で全国、さらには海外を含めた他地域に普及・展開する可能性があることを示してください。

(3) 解決策の実施と定着のための組織体制

(3) - 1 研究代表者と協働実施者の役割

研究開発プロジェクト期間中および期間終了後に、研究代表者と協働実施者はどのように役割を分担し、どのような責任を負うのか。

(3) - 2 コーディネーター

研究開発プロジェクト期間中および期間終了後に、受益者を含むステークホルダー間を調整し、研究開発の推進に貢献するコーディネート活動を行う人物を明記してください。原則として研究代表者や協働実施者が兼務することは想定していません。ただし、研究代表者もしくは協働実施者が兼務することが最適であれば例外的に認められます。

(3) - 3 解決策を定着させる担い手

現在取り組んでいる地域において、研究開発プロジェクト期間終了後に、解決策は誰が定着させるのか、その担い手を明記してください。原則として研究代表者や協働実施者が兼務することは想定していません。ただし、研究代表者もしくは協働実施者が兼務することが最適であれば例外的に認められます。

(3) - 4 他地域への展開の担い手

研究開発プロジェクト期間中および期間終了後に、解決策を誰が他地域に展開するのか、その担い手を明記してください。原則として研究代表者や協働実施者が兼務することは想定していません。ただし、研究代表者もしくは協働実施者が兼務することが最適であれば例外的に認められます。

(3) - 5 若手・女性の研究者等の積極的参画（任意）

社会課題解決の受益者は非常に多様であるため、研究開発プロジェクトの実施者にも若手研究者や女性研究者等多様な実施者が参加し、ボトルネックの特定や社会実態に即した解決策の検討を行う事が期待されます。本提案において、多様性や人材育成などの観点から、若手や女性の研究者・実施者の積極的参画にむけた工夫があれば、その内容を記述してください。

(4) 解決策を実施するための資源

(4) - 1 すでに得られている資源

すでに得られている資源はどのようなもので、どのように活用するかを記述してください。資源の例として、人材、実施体制、施設、設備、活動資金、知的財産、情報などが想定されます。

(4) - 2 現時点で不足している資源

現時点で不足しており、これから得ようとする資源はどのようなもので、どのように活用するかを記述してください。

(4) - 3 必要な資金

現在取り組んでいる地域にて解決策を定着させるために必要な資金を、内訳を含めて記載してください。概算値でかまいません。

(4) - 4 資金調達

現在取り組んでいる地域にて解決策を定着させるために、研究開発プロジェクト期間中および期間終了後に資金をどのように調達するのか、誰から調達する想定なのか記述してください。

3. 解決策の定着・他地域への展開の実現（最終目標）に向けた取り組み

・研究代表者と協働実施者がソリューション創出フェーズにおいて作成する事業計画を実行することで、プロジェクト期間終了後に解決策の定着、他地域への展開に至ると考えられます。その段階へ至るまでの筋書き、および筋書きに従って実施することで期待される姿を、具体的に記述してください。

(1) プロジェクト期間中の取り組み

・ソリューション創出フェーズでの研究開発プロジェクトの終了時に、何をどこまで達成するのか、具体的に記述してください。

・具体的には、「誰が、どの組織が、どの組織の協力で、どの現場に対して、どのような受益者に対して、何をどのように実施するか」などを記述してください。

・定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。

(2) プロジェクト期間終了後の取り組み

・ソリューション創出フェーズでの研究開発プロジェクトの終了後、解決策の定着、他地域への展開にむけどのような取り組みを行うのか、具体的に記述してください。

・具体的には「誰が、どの組織が、どの組織の協力で、どの現場に対して、どのような最終受益者に対して、何をどのように実施するか、どのような社会制度化を実現するか」「いつまでに何をするか」などを記述してください。

研究開発プロジェクト終了後 1 年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

研究開発プロジェクト終了後 3 年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

研究開発プロジェクト終了後 ● 年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

第 10 章 参考資料

(関連ウェブページ等)

■国際連合広報センター

2030 アジェンダ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

■日本経済団体連合会

経団連 SDGs 特設サイト

<https://www.keidanrensdgs.com/>

■持続可能な開発目標（SDGs）推進本部

SDGs アクションプラン 2022

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai11/actionplan2022.pdf>

■文部科学省

科学技術社会連携委員会「新たな科学技術の社会実装に係る研究活動における人文社会科学と自然科学の連携の推進について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/092/houkoku/1410641.htm

科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進

STI for SDGs の推進に関する基本方針

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408737.htm

STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm

■JST

持続可能な開発目標(SDGs) への科学技術イノベーションの貢献 —JST の方針—

<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

「STI for SDGs」アワード

<https://www.jst.go.jp/sis/co-creation/sdgs-award/>

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

また、以下 RISTEX 提案募集ウェブページに最新の情報を掲載しますので、あわせて参照してください。

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

<https://www.jst.go.jp/ristex/solve/index.html>

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 ソリューション創出フェーズ募集担当

「科学と社会」推進部 シナリオ創出フェーズ募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

■本プログラム応募に関するお問い合わせ：boshusolve@jst.go.jp

■社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ：boshu@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-057-060(ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く